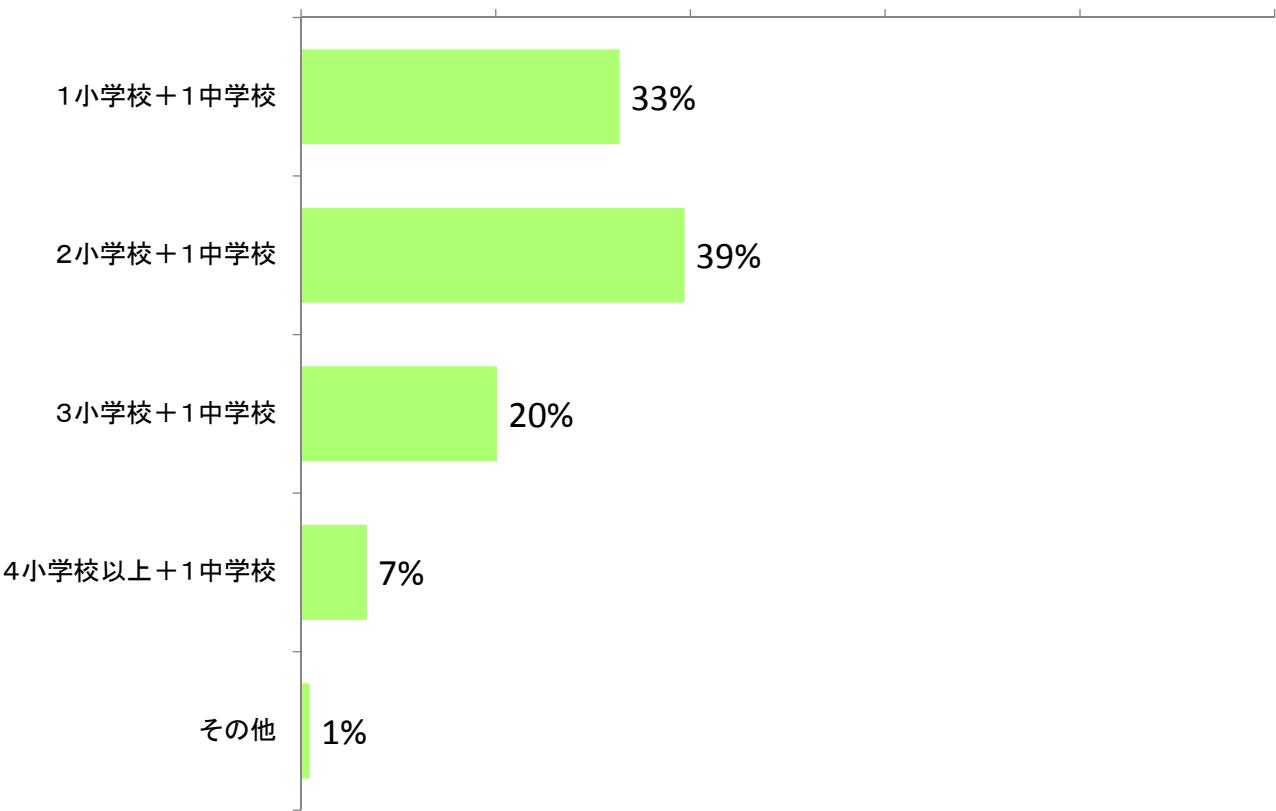
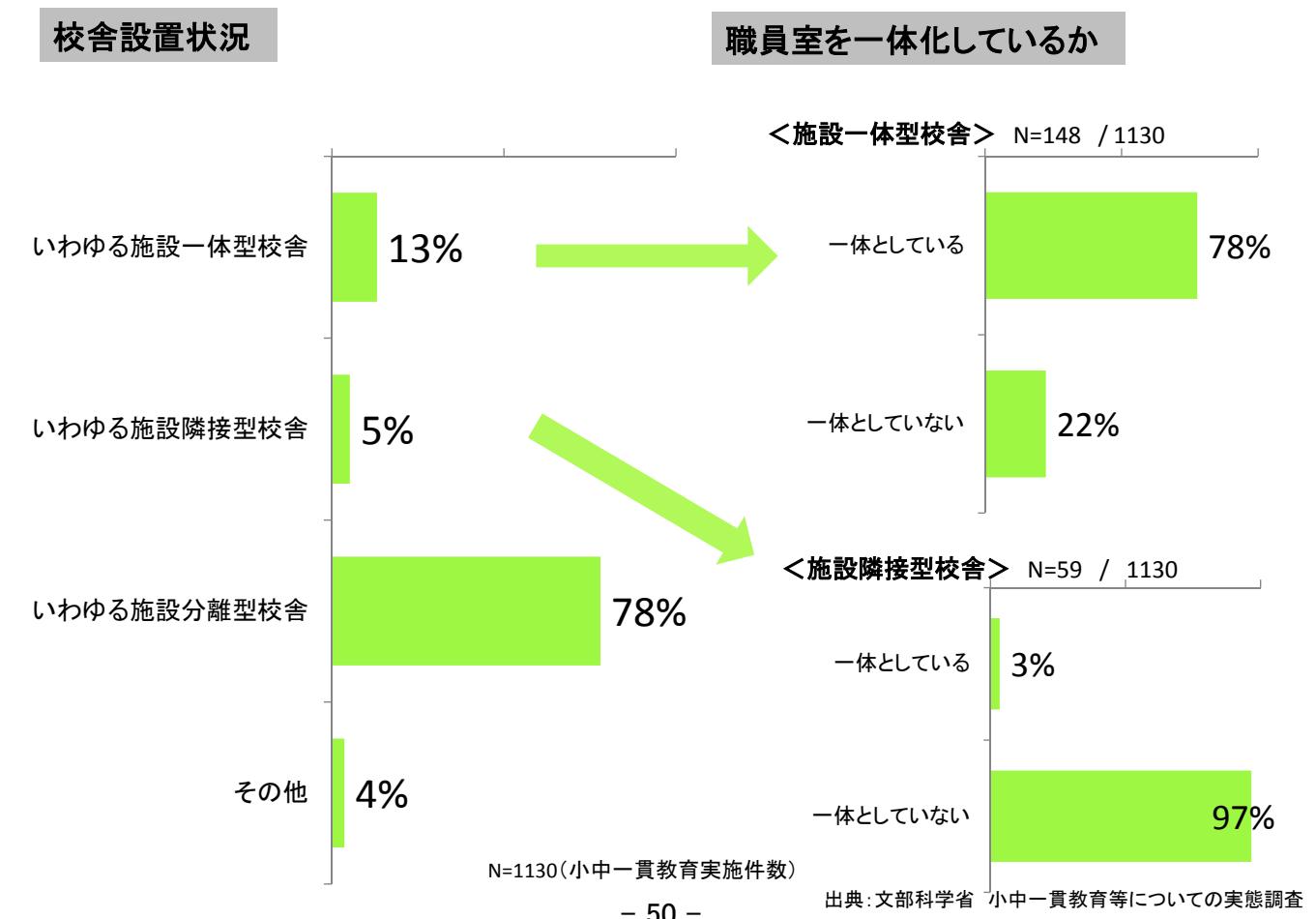


小中一貫教育に取り組む学校の組み合わせ



校舎設置状況



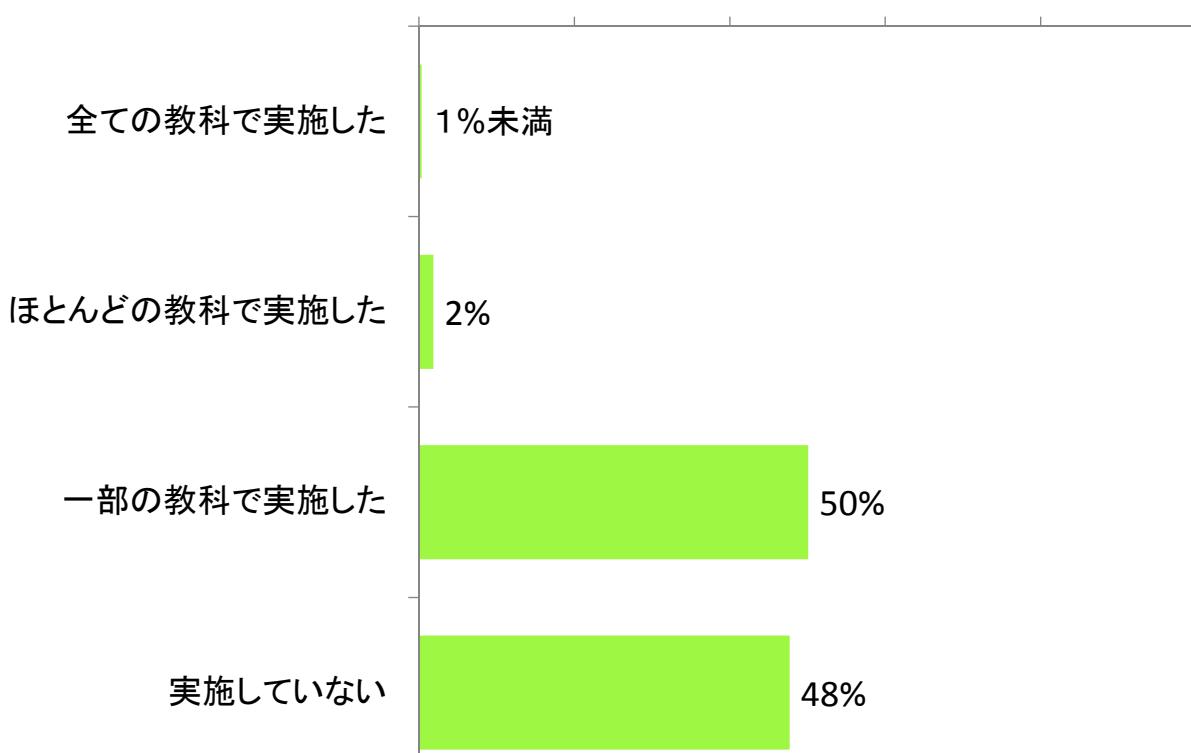
校長の体制

	一人の校長が小・中学校を兼務している	学校毎に校長がいるが、責任者としての役割を果たす校長が決まっている	学校毎に校長がおり、適宜連携を図っている	全体
施設一体型	112 (76%)	9 (6%)	27 (18%)	148 (100%)
施設隣接型	7 (12%)	8 (14%)	44 (75%)	59 (100%)
施設分離型	4 (0%)	91 (10%)	787 (89%)	882 (100%)
その他	8 (20%)	7 (17%)	26 (63%)	41 (100%)
全体	131 (12%)	115 (10%)	884 (78%)	1130 (100%)

N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小学校における教科担任制の実施状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

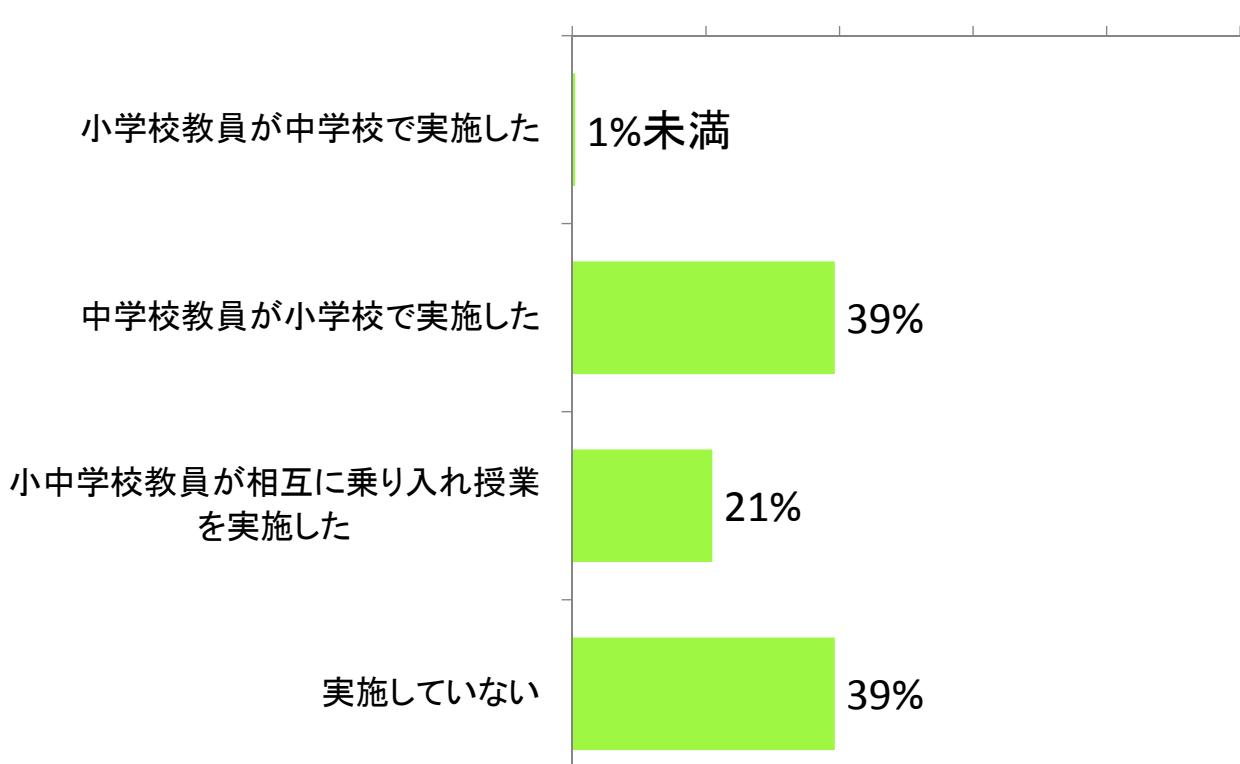
小学校における教科担任制の実施教科・導入開始学年

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語活動	総合
実施	17%	36%	23%	66%	1%	77%	38%	47%	33%	28%	2%
うち第3学年で導入開始	19%	14%	14%	17%	20%	47%	37%	0%	22%	10%	17%
うち第4学年で導入開始	12%	13%	16%	17%	0%	17%	15%	0%	11%	2%	8%
うち第5学年で導入開始	38%	47%	42%	43%	60%	23%	32%	81%	41%	59%	67%
うち第6学年で導入開始	30%	27%	28%	24%	20%	13%	15%	18%	26%	29%	8%

N=591 (教科担任制を実施している件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中教員の乗り入れ授業の実施



N=1130 (小中一貫教育実施件数)

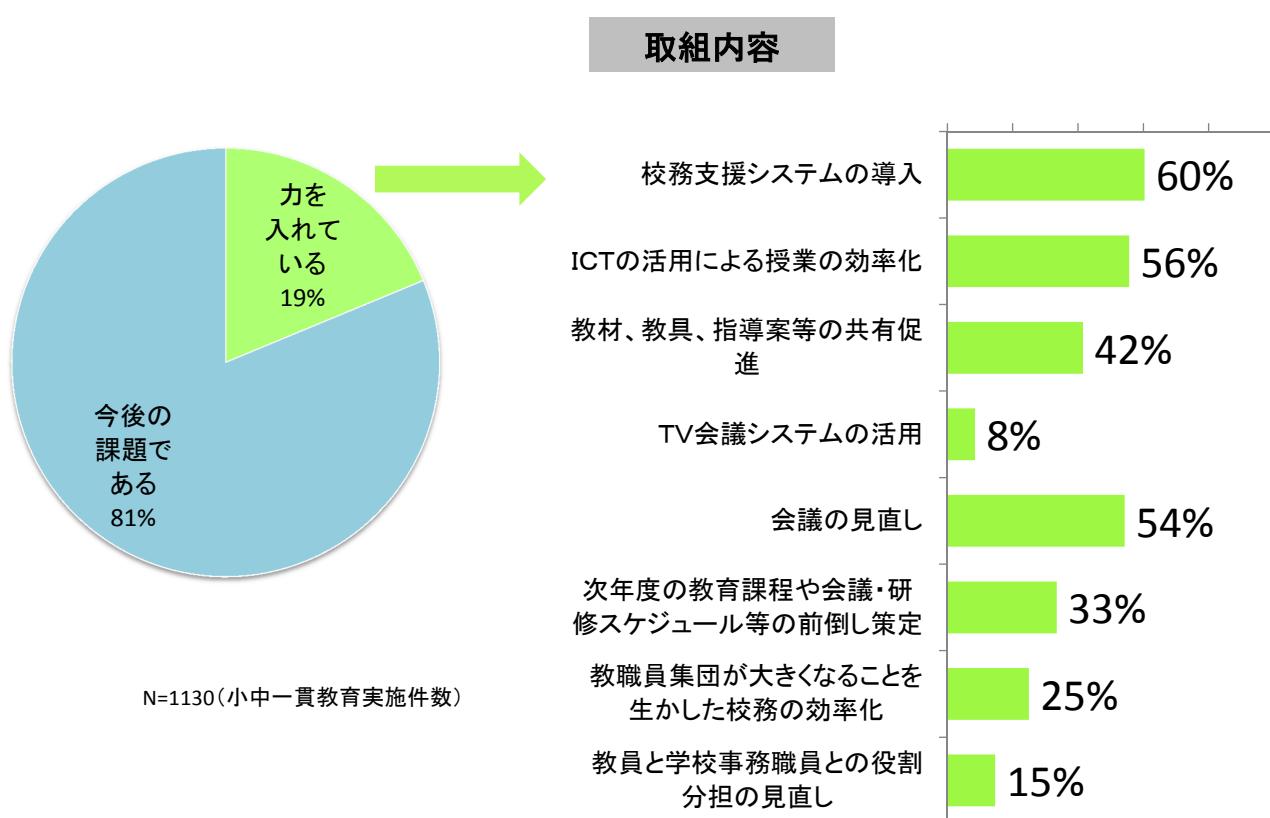
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中教員の乗り入れ授業の実施教科

小学校教員が中学校で乗り入れ授業を実施 (N=242)								
対象教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	
	20%	18%	55%	24%	19%	13%	21%	
	技術・家庭	外国語	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	独自の新設教科等		
	17%	25%	8%	8%	5%	7%		
中学校教員が小学校で乗り入れ授業を実施 (N=681)								
対象教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育	生活
	21%	20%	39%	30%	38%	21%	39%	1%
	家庭	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	独自の新設教科等		
	10%	1%	58%	5%	4%	5%		

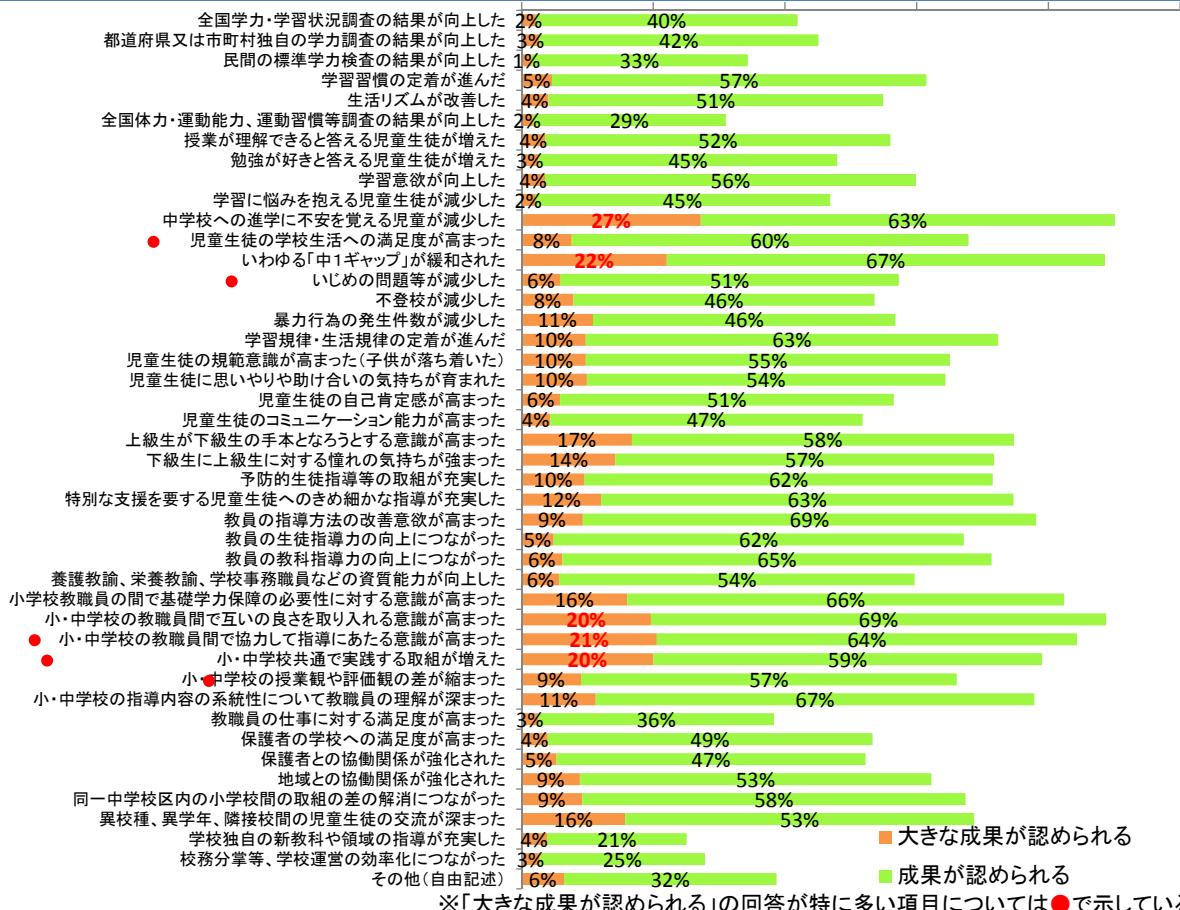
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

余裕時間の確保や負担軽減の取組



出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

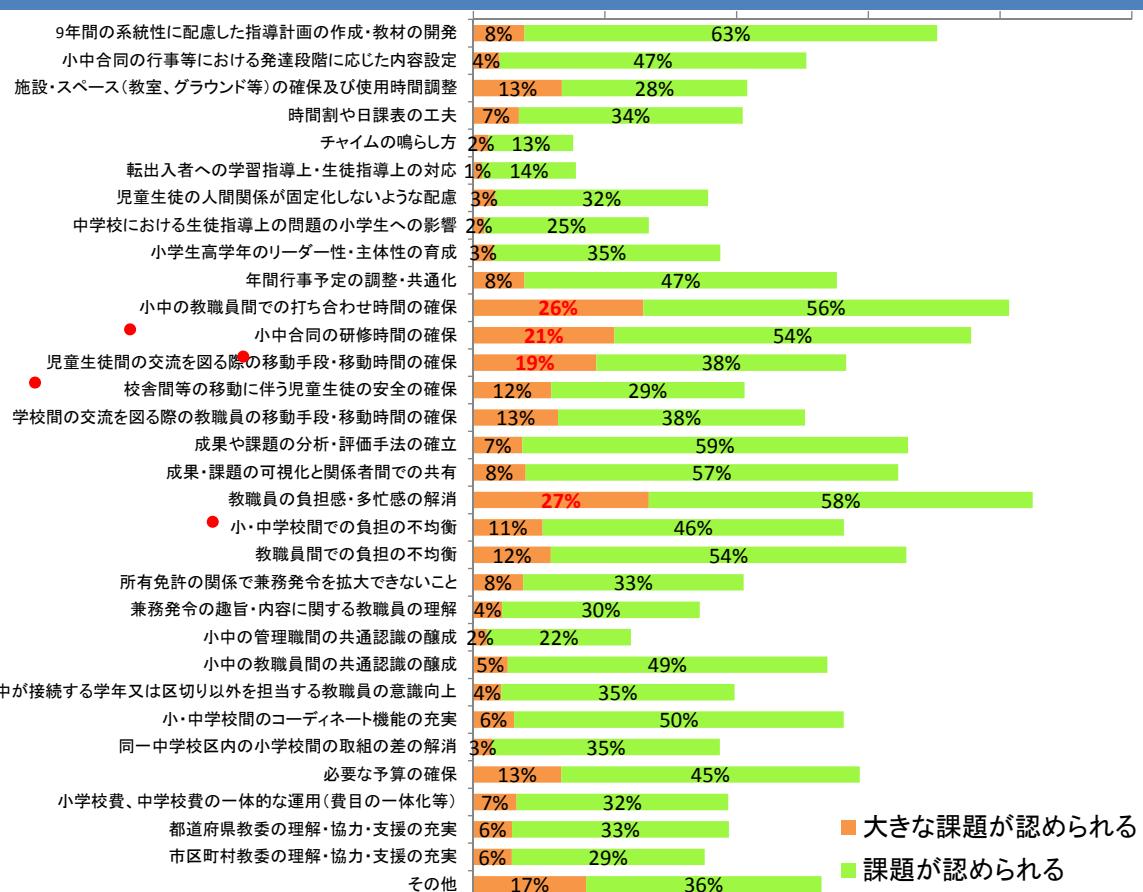
小中一貫教育の成果



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の課題



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中連携と学力調査の結果の相関について

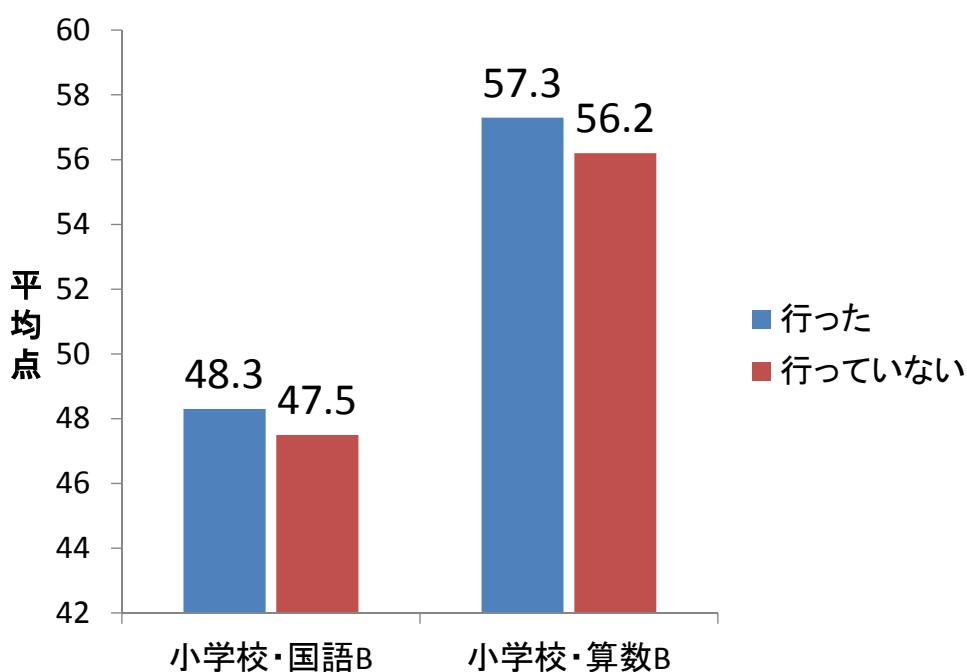
平成25年度全国学力・学習状況調査「教育委員会に対する調査」においては、市町村教育委員会の教育施策の実施状況と学力（教科の平均正答率）との関係について調査しており、全45項目の内、以下の18項目については学力との相関が見られている。

- ・情報教育担当の指導主事の配置
- ・生徒一人あたりの学校教育費
- ・言語活動充実のための取組
- ・グローバル人材育成のための取組
- ・地域社会の一員として意識を高める取組
- ・独自の教材の開発や普及
- ・ICT環境整備等に係る計画策定
- ・ICTを活用した授業実施のための指導資料の作成
- ・ICT活用に関する教員研修
- ・授業力向上のための研修会
- ・保育士や幼稚園教員と小学校教員の合同研修
- ・幼稚園教員と小学校教員の人事交流
- ・小学校教員と中学校教員の合同研修
- ・小学校教員と中学校教員の人事交流
- ・小学校と中学校の教育課程の接続
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析・検証の有用性
- ・全国学力・学習状況調査の問題、結果や「授業アイディア例」を用いた指導改善のための研修等
- ・独自の学力調査の実施

44

小中連携と学力調査の結果の相関①

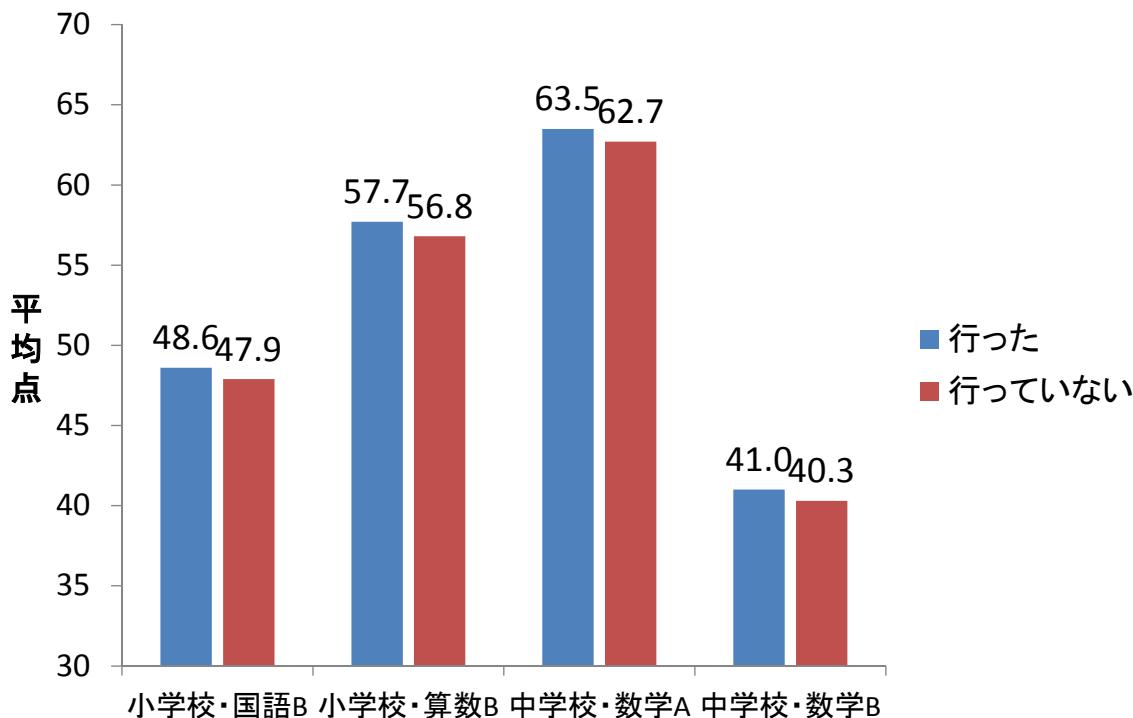
設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員との合同研修を行いましたか。



※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）「教育委員会に対する調査」

小中連携と学力調査の結果の相関②

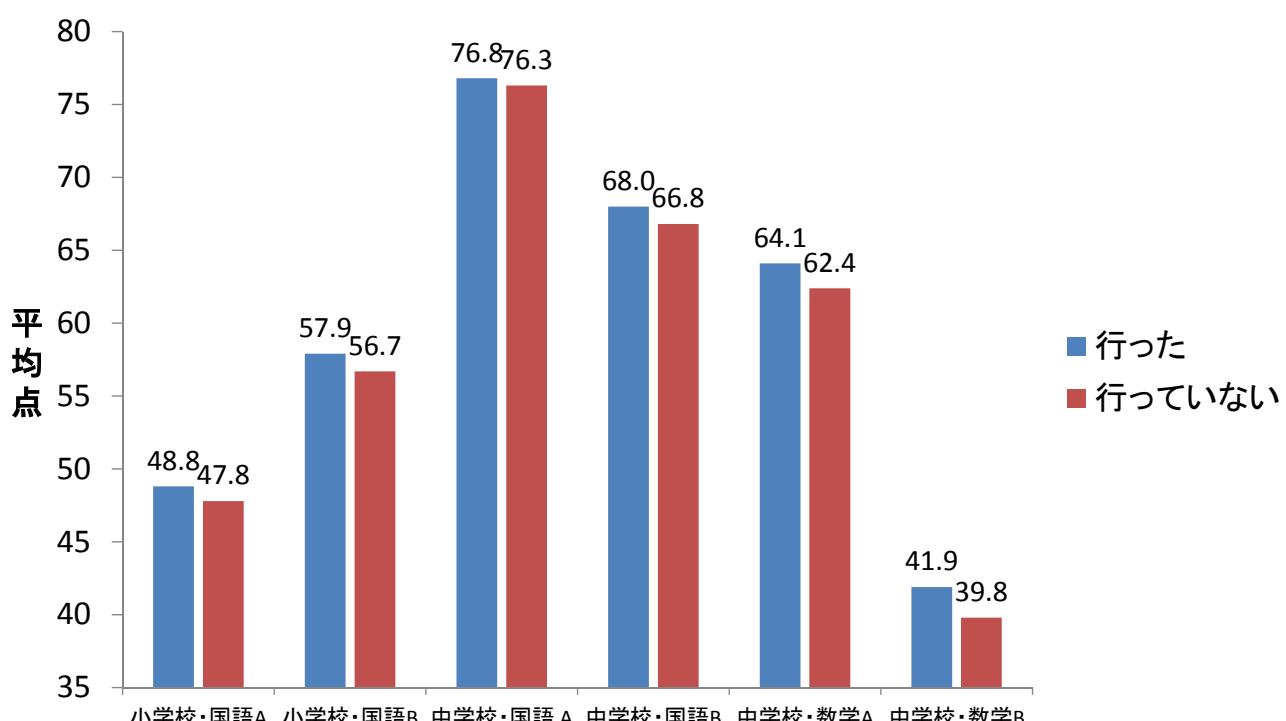
設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校と中学校の教育課程の接続を行いましたか。



※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）「教育委員会に対する調査」

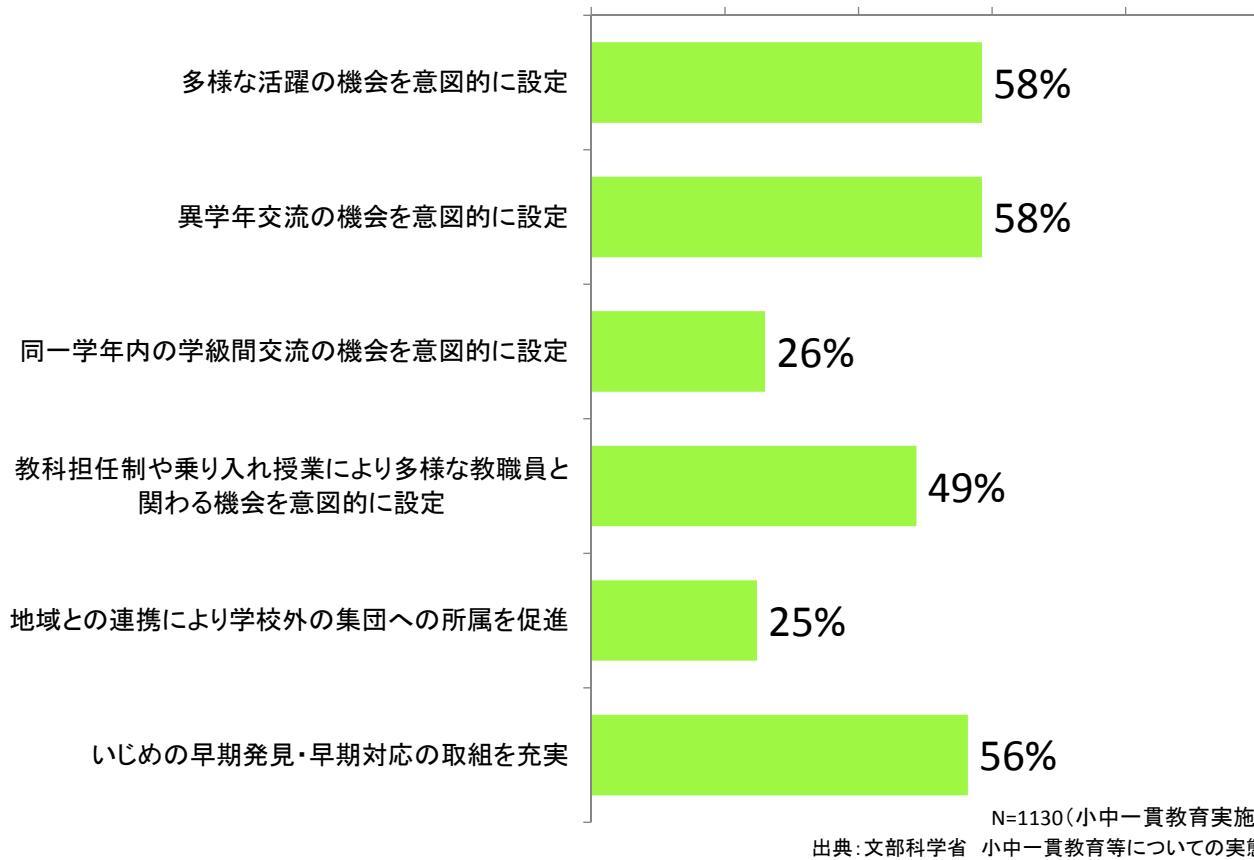
小中連携と学力調査の結果の相関③

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員の人事交流を行いましたか。

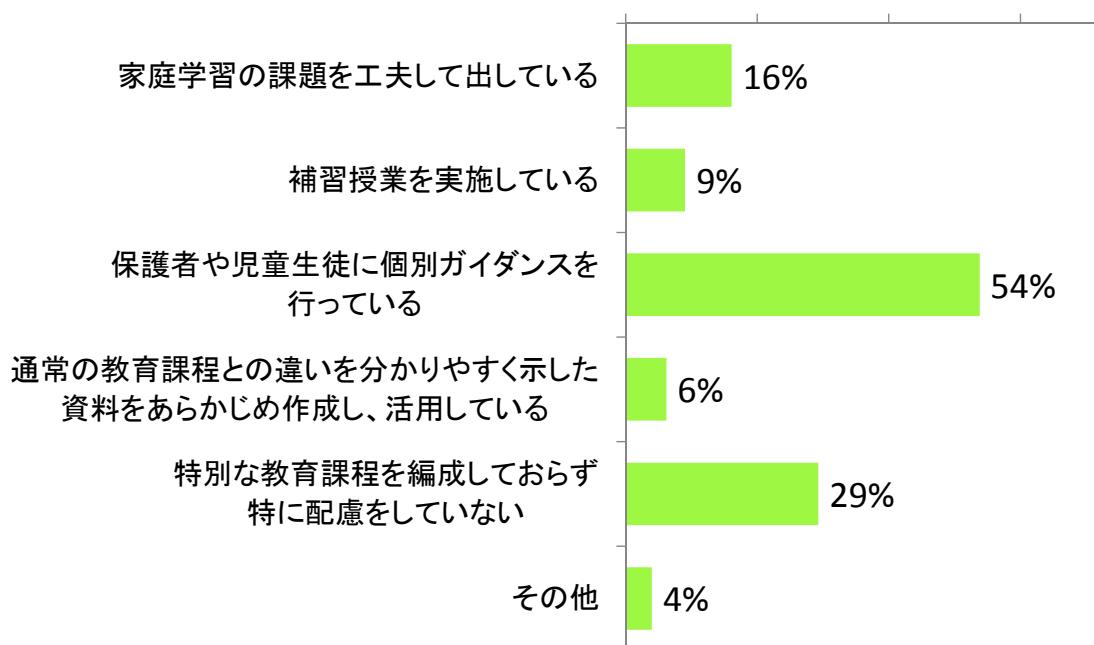


※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）「教育委員会に対する調査」

児童生徒の人間関係や相互評価が固定化しないような工夫



転出入学する児童生徒に対する配慮



N=1130(小中一貫教育実施件数)

【他の主な内容】

- ・市独自のパンフレットを作成し配布している
- ・転校後に教育課程の違いを説明
- ・未習内容について補充的な課題・プリントなどを与える
- ・昼休み等に未習単元を個別指導
- ・定期・随時の教科相談を実施
- ・本人や保護者への丁寧な説明

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

【事例1】 広島県呉市における取組

ねらい

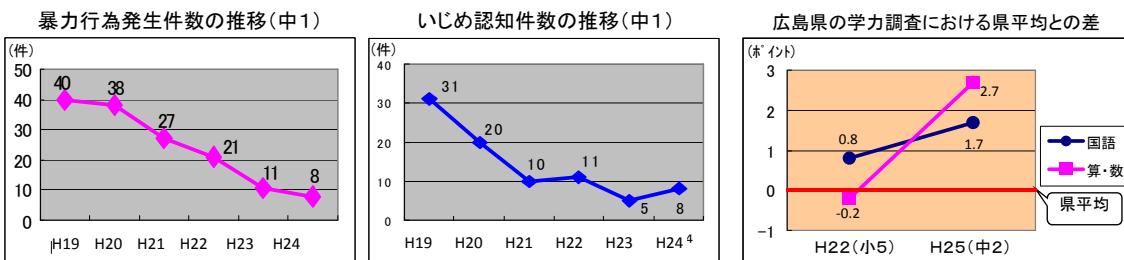
- (1) 義務教育9年間を修了するにふさわしい学力と社会性の育成
- (2) 中一ギャップの解消と自尊感情の向上

取組概要

- 市内の全26中学校区(施設分離型22中学校区、施設一体型4中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとに小中一貫カリキュラムを作成

成果

- 生徒指導上の諸問題の発生件数や不登校の数が年々減少
- 児童生徒の学力の向上
- ほとんどの教員が、「授業の工夫・改善の場面が見られた」、「小中学校を一貫したカリキュラムづくりは必要」と答えるなど、教職員の意識が向上



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

50

【事例2】 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。
- (3) 小・中学校間の情報共有により、9年間継続性のある生活指導を実現する。

取組概要

- 区内の全中学校区(施設一体型6校、施設分離型9中学校・31小学校)で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践

成果

- 国・都・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって、年々、不登校生徒の出現率が抑制
- 学習・生活規律の徹底、礼儀等の面で全国平均を上回る結果



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

- 58 -

51

【事例3】 東京都三鷹市における取組（教育課程の特例を用いない取組）

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15歳の姿」の共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐ。
- (3) 中学校でのつまずき、思春期等を見通した共通理解・早期対応を図る。



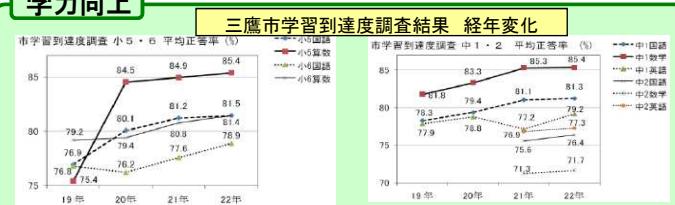
取組概要

- 義務教育9年間の教育を
 - ①現行の法制度(6-3制)の下で、②既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③コミュニティ・スクールを基盤として、④小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全教員が小・中学校双方の教員として兼務発令を受け、相互乗り入れ授業を実施

成果

- 自然教室、プレ中学生体験、部活動体験、中学生の小学校ボランティア訪問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子供としての一体感が醸成
- 小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- 小・中学校教員の授業交流により児童・生徒の学習意欲・学力が向上
- 学園の教育活動により、学校生活への安心感が増し、不登校の出現率が低下

学力向上



中学生の不登校出現率



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

52

【事例4】 埼玉県入間市における取組

ねらい

- (1) 校校力の向上・教職員の資質向上
- (2) 日本一の教育都市 入間の実現 ※「教育の質」が日本一

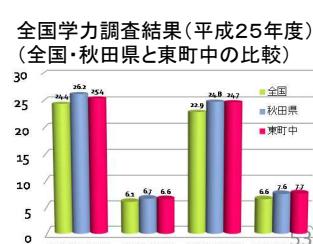
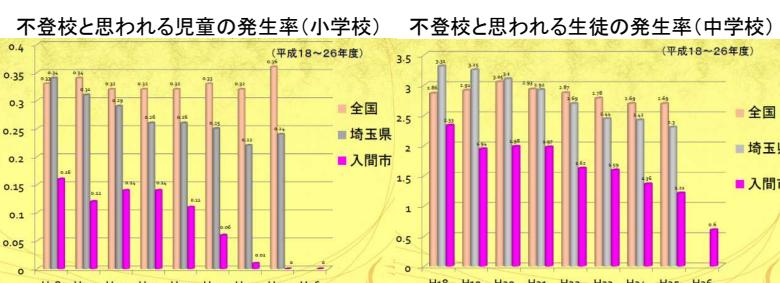
豊かな人間性の育成

取組概要

- 平成21年度から推進している「子ども未来室事業」を踏まえて導入
※子ども未来室事業…0歳から20歳までの全ての子どもの自立支援を図るため、保幼小の連携、小中及び中高の連携に取り組む事業
- 市内全ての中学校区(小学校16校、中学校11校・全て施設分離型)で実施
- 小学校の教師が中学校に出向くことができるよう、全ての小学校にサポーターを配置
※1週間に6~10時間程度、小学校の教師が中学校に出向いている。
- 学年区分は4・3・2を目指し、小5から一部教科担任制を導入

成果

- 小学校の不登校は平成25年にゼロとなり、中学校の不登校も年々減少
- 学力について、連携・一貫開始前は全国平均より劣っていた中学校において、平成25年度は全国平均を超え、秋田県とほぼ同等まで上昇



※第2回小中一貫教育特別部会(平成26年9月8日)における入間市からのヒアリングを元に作成

53

【事例】 京都府京都市における取組

ねらい

- 家庭教育も含めた計画的・系統的な一貫教育を地域と一緒にやって行い、小中9年間の学びと育ちに責任を持つ

取組概要

- 市内の全中学校ブロック(施設一体型4、併設型2、分離型64、その他3)で、実施
- 以下の「5つの視点」による取組を実施
 - (1) 小中一貫共通目標 …… 目指す子供像を共有し、「生きる力」の育成を図る
 - (2) 教育課程／指導形態の工夫・改善 …… 教育課程の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、「確かな学力」の育成を目指す
 - (3) 教育活動の連続性 …… 子供たちの教育活動の連続性を高める
(例:児童生徒交流、部活動体験、合同宿泊行事)
 - (4) 教職員間の連携・協働 …… 小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める
(例:教職員合同研修会)
 - (5) 家庭・地域との連携・協力 …… 家庭や地域との「連携」「協力」をより一層推進する
- 小中間の段差を学力面からフォローする「京都市学習支援プログラム」を実施

成果

- 地域の意識改革(地域全体で子供を育む)、教職員の意識改革(中学校ブロック全体で学力向上を図る)の促進
- 同じ中学校区内の小学校同士の連携の推進(合同宿泊活動、話題・ノート・学習規律の統一)
- 小学校・中学校いずれにおいても学力が向上

【全国学力・学習状況調査の結果】



※第3回小中一貫教育特別部会(平成26年9月19日)における京都市からのヒアリングを元に作成

54

小中一貫教育関連基礎資料

4 節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性 関連

教員養成・免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状

授与を受けた都道府県内

56

普通免許状

H24年度授与件数：208, 237件

（内訳）専修免許状：14, 829件 一種免許状：150, 720件 二種免許状：42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科に関する科目
教職に関する科目 〕

⇒ 教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数：52件

（平成元～H24年度総授与件数：549件）

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数：9, 214件

（前年度9, 319件）

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数：19, 358件
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎えることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数：12, 241件
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学校部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要）。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	△ ※3	×	△ ※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

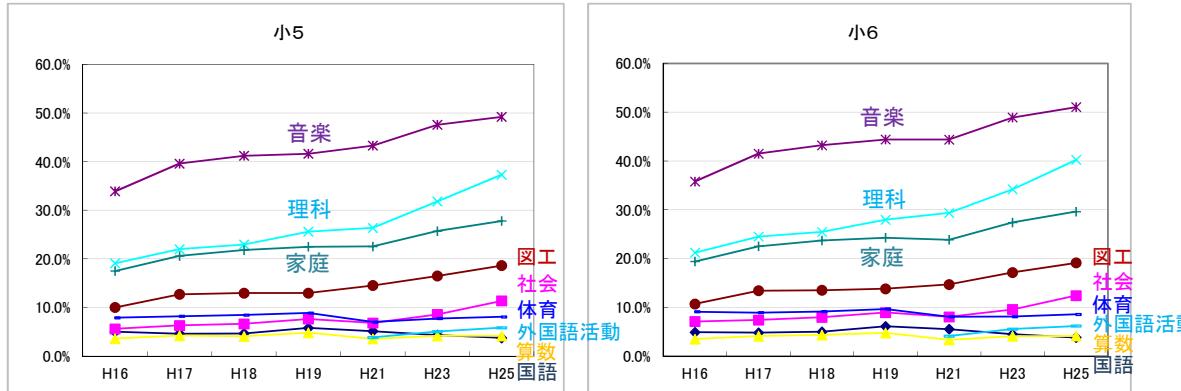
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関係する事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△ ※4	×	△ ※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関係する事項の担任が可能

教科等の担任制の実施状況（小学校）（平成25年度）

学年\教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここで教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものという。

(教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。)

我が国の学制に関する戦後の主な制度改正

主な制度改正

○実際的な専門職業教育を施した人材の育成を目的として、
短期大学の発足(昭和25年)
※昭和39年に恒久化

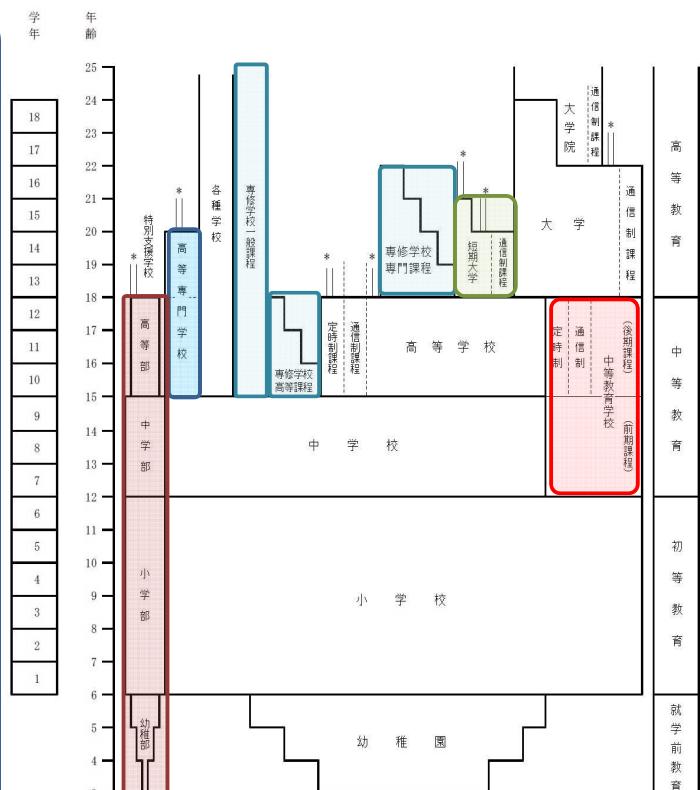
○理工系人材の需要拡大を背景とした、
昭和32年中教審答申を受け、
高等専門学校制度を創設(昭和36年)

○また、職業や実生活に必要な能力や教養の向上を図ることを目的とした
専修学校制度を創設(昭和51年)

○昭和46年中教審答申、昭和60年第一次臨教審答申を踏まえ、研究開発学校等の取組を推進。
平成9年中教審答申を踏まえ、
中高一貫教育制度を導入(平成11年)

○障害の重度・重複化等に対応するため、
特別支援学校制度を創設(平成18年)

現在(平成25年)



(注) (1) *印は専攻科を示す。
(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。60

諸外国の学校制度①（主に初等中等教育）

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種により異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により異なる)	6-3-3
義務教育期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育又は訓練を受けることを義務化	6歳～15歳(16歳) (9～10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳～18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育における無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳(6歳)から高等教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階まで無償。
职业教育を主とする学校が登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ	(年齢) 25 大学 18 シックスフォーム 16 総合制中等学校 11 初等学校 5 3	25 大学 18 ギムナジウム 15 観察指導段階 12 10 基礎学校 6 5	25 大学 18 リセ 16 コレージュ 11 小学校 6 2	25 大学 18 大学予科コース 12 初等学校 4 5	25 大学 19 上級中等学校 16 基礎学校 7 6

※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2(3)、 6-5-2(3)、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5~8歳から16~18歳 (10~13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5~18歳 (幼稚園(5歳児)～ ハイスクール)	原則6~17歳 (基礎学校・初等中等教育 学校の第1~11学年)	6~12歳 (初等学校)	3~15歳 (幼稚園～中学校) ※私立幼稚園についても段階的 な無償化を導入中。高等学校 の無償化についても検討中	6~15歳 (小学校～初級中学)	6~18歳 (小学校～高等学校) ※高等学校は所得制限がある
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照						

62

中高一貫教育の現状等

中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から導入。

- 安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- 6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を見ることができる。
- 学年の異なる生徒同士が共通の活動を通じ社会性や豊かな人間性を育成できる。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

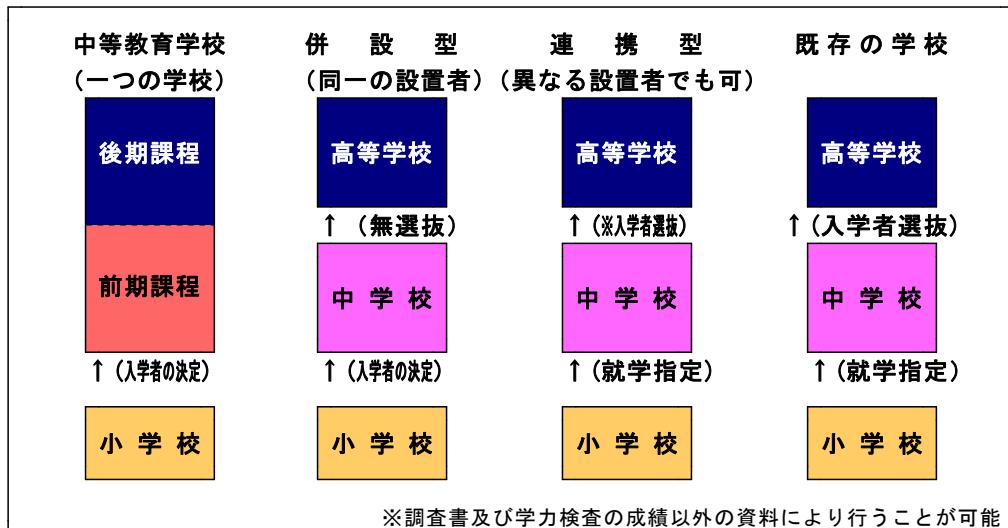
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施することができるよう、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。

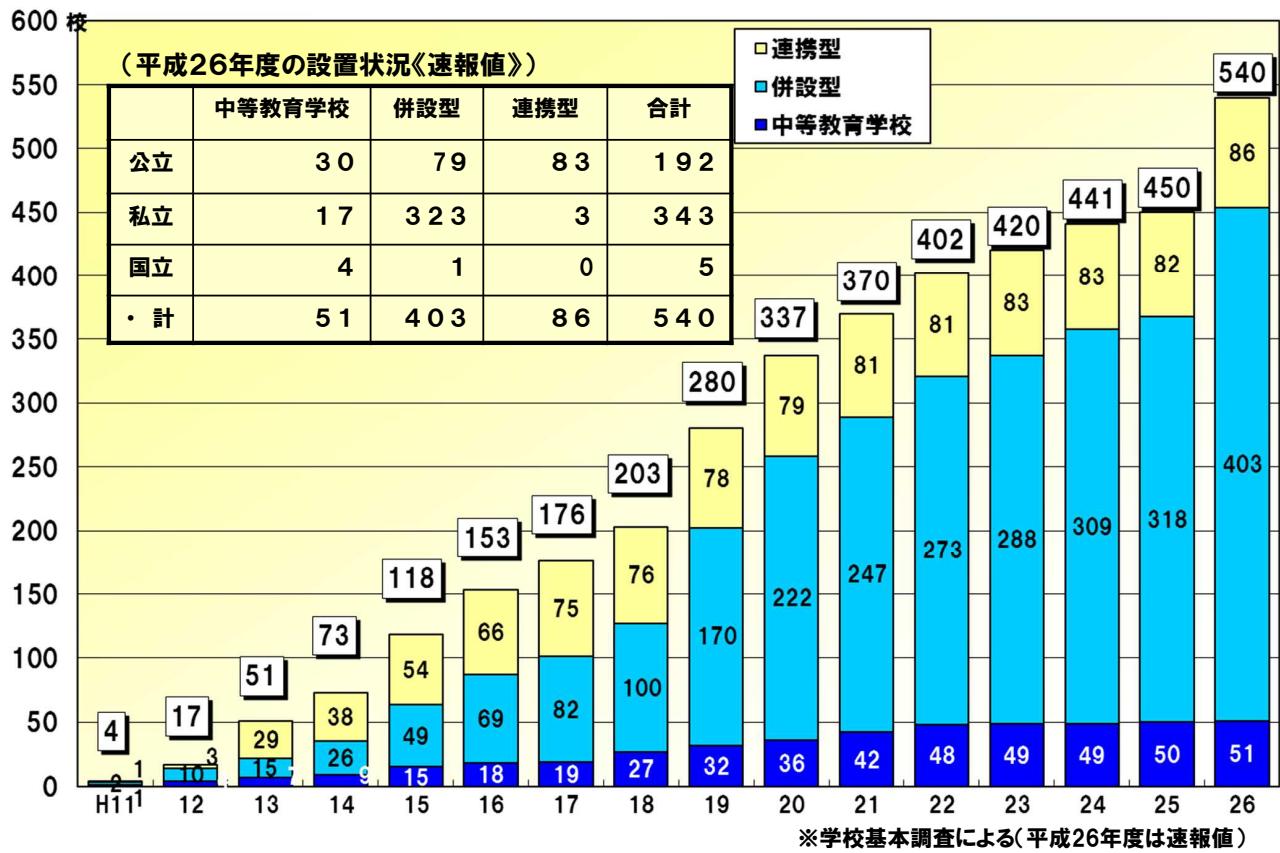


64

中高一貫教育校における特例（平成24年度～）

一般の中学校・高等学校		中高一貫教育校・併設型	連携型
中学校段階	選択教科による各教科の代替	各教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該各教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てができる。	
	指導内容の移行	○中学校段階内における指導内容の移行 前期課程（中学校）における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年へ移行することが可能。この場合、元の学年で再履修しないことが可能。	
		①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。	②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。
高等学校段階		③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。	
普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について 卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	36単位まで	

中高一貫教育校の推移

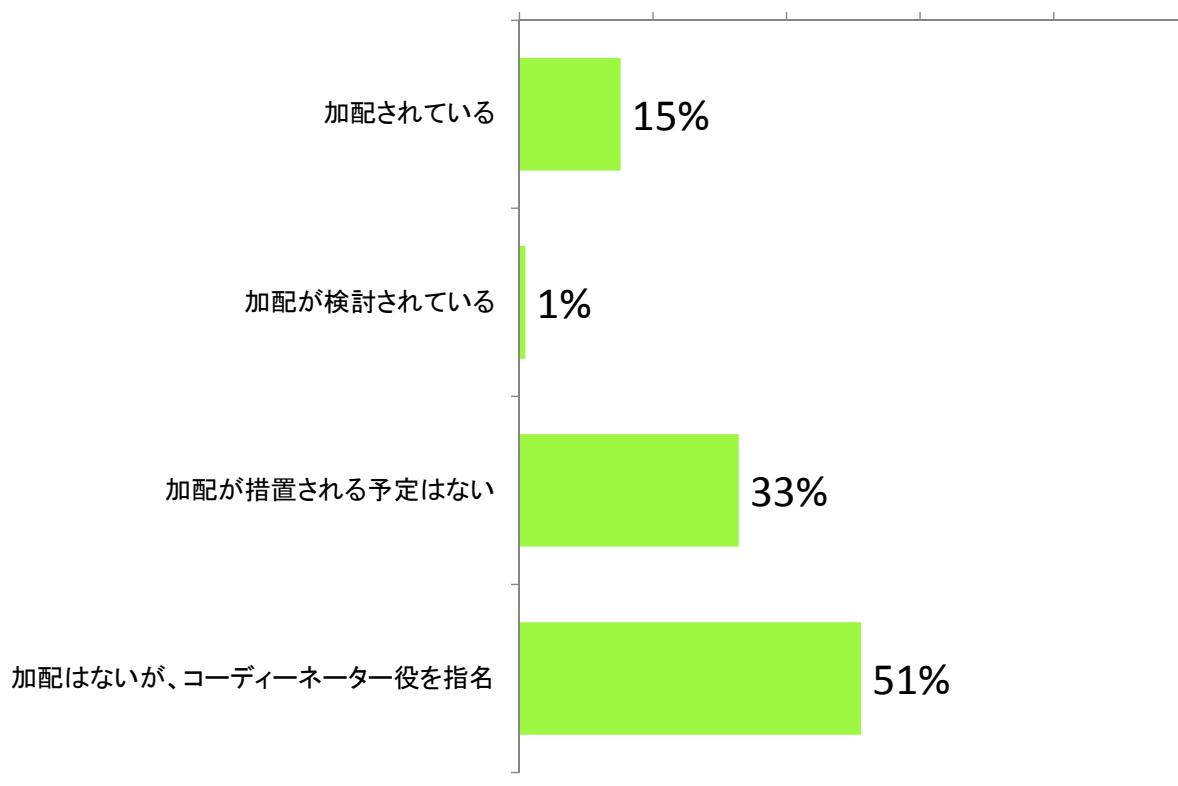


66

小中一貫教育関連基礎資料

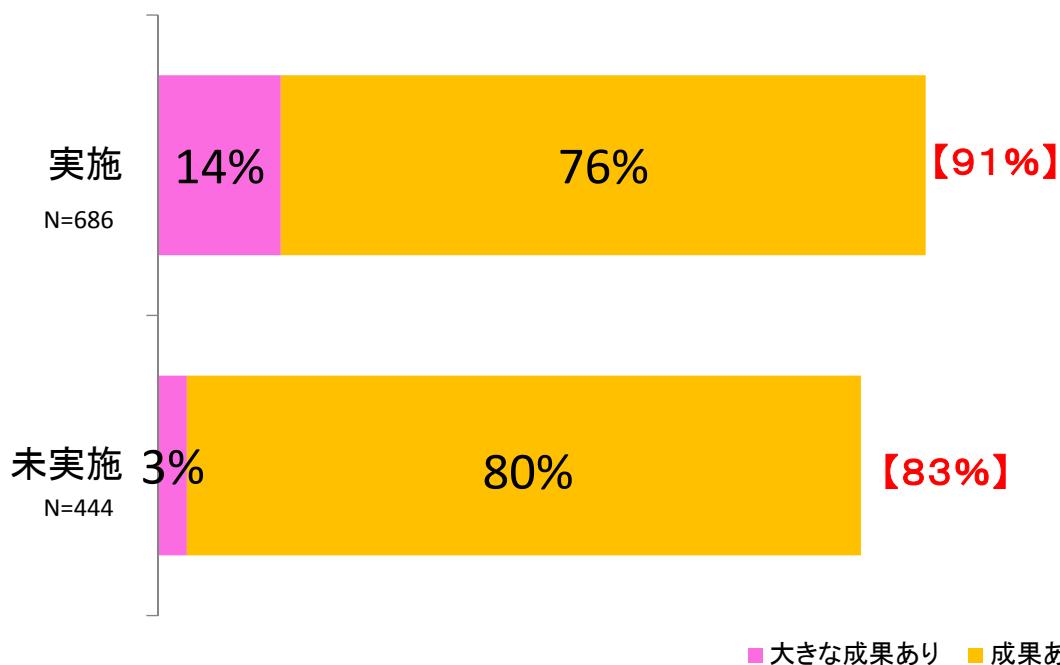
5節 小中一貫教育の総合的な推進方策 関連

小中一貫教育のコーディネーター役を担う教職員の加配状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

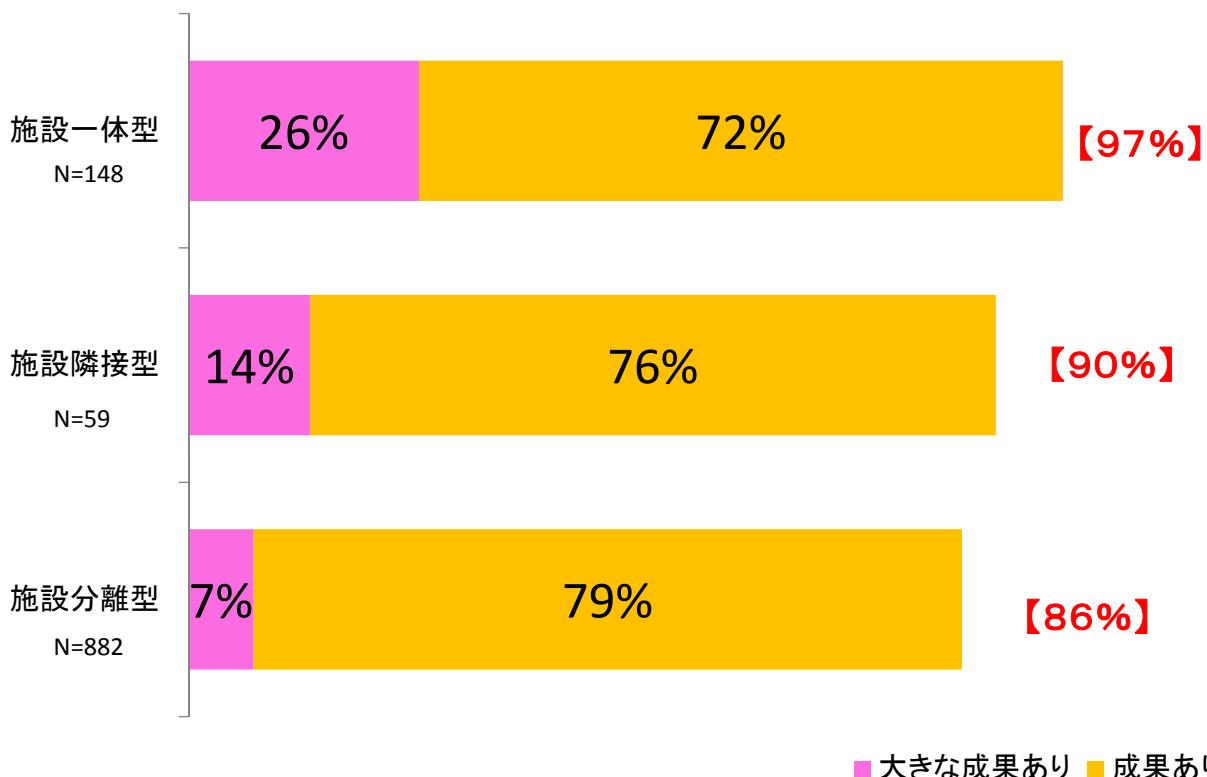
小中教員の乗り入れ授業実施状況 × 小中一貫教育の成果 クロス分析



出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

施設形態 × 小中一貫教育の成果 クロス分析①

総合評価



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

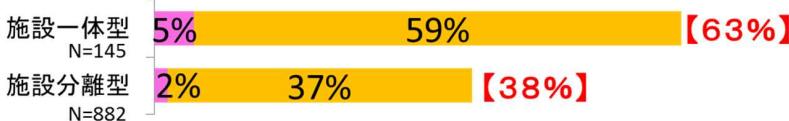
施設形態 × 小中一貫教育の成果 クロス分析②

■ 学習指導上の成果

【小中一貫教育の施設形態 × 全国学力・学習状況調査の結果】

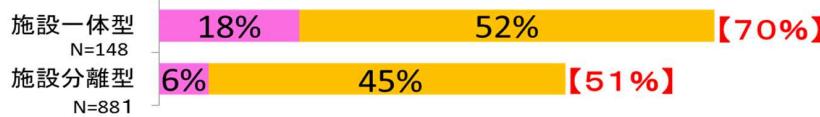


【小中一貫教育の施設形態 × 授業が理解できると答える児童生徒增加】

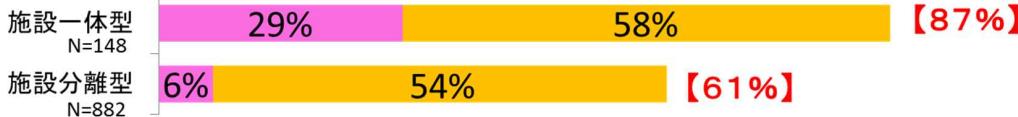


■ 生徒指導上の効果

【小中一貫教育の施設形態 × 不登校の減少】

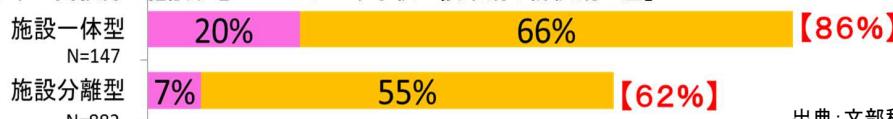


【小中一貫教育の施設形態 × 思いやりや助け合いの気持ちの育成】



■ 教職員に与えた効果

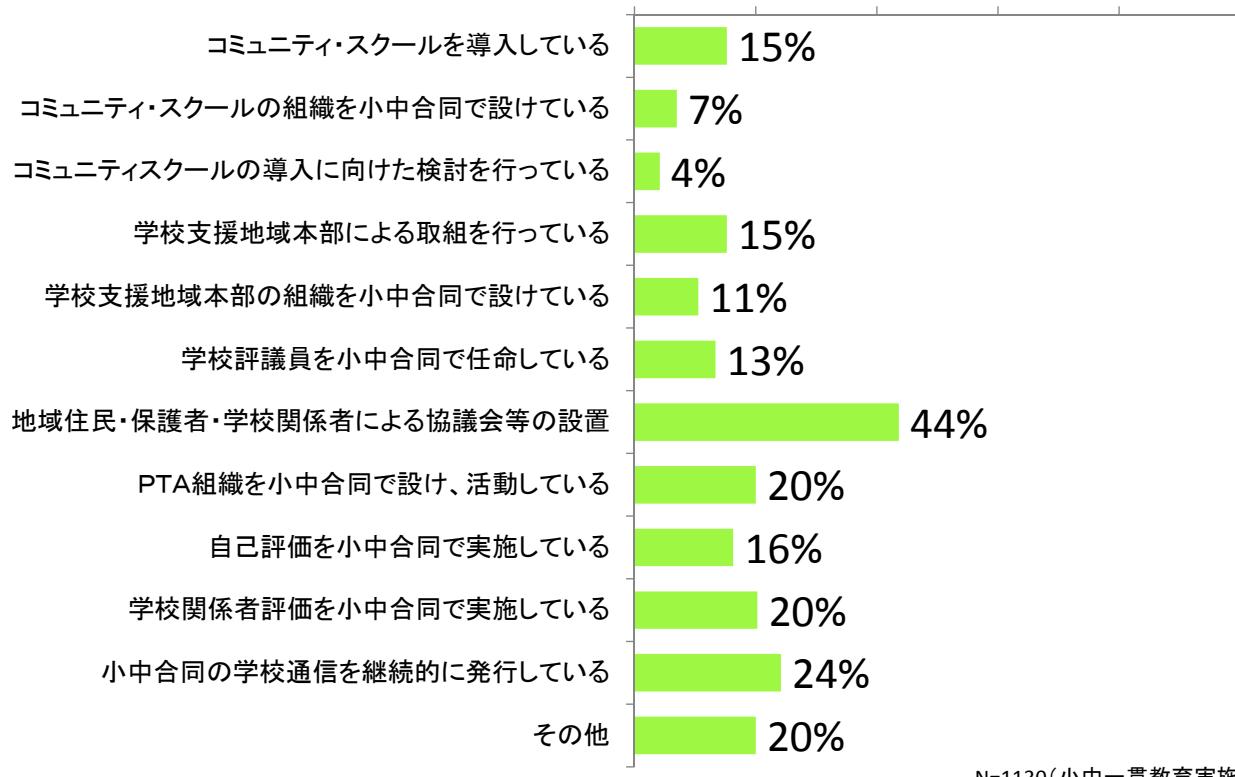
【小中一貫教育の施設形態 × 小・中学校の授業観や評価観の差】



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

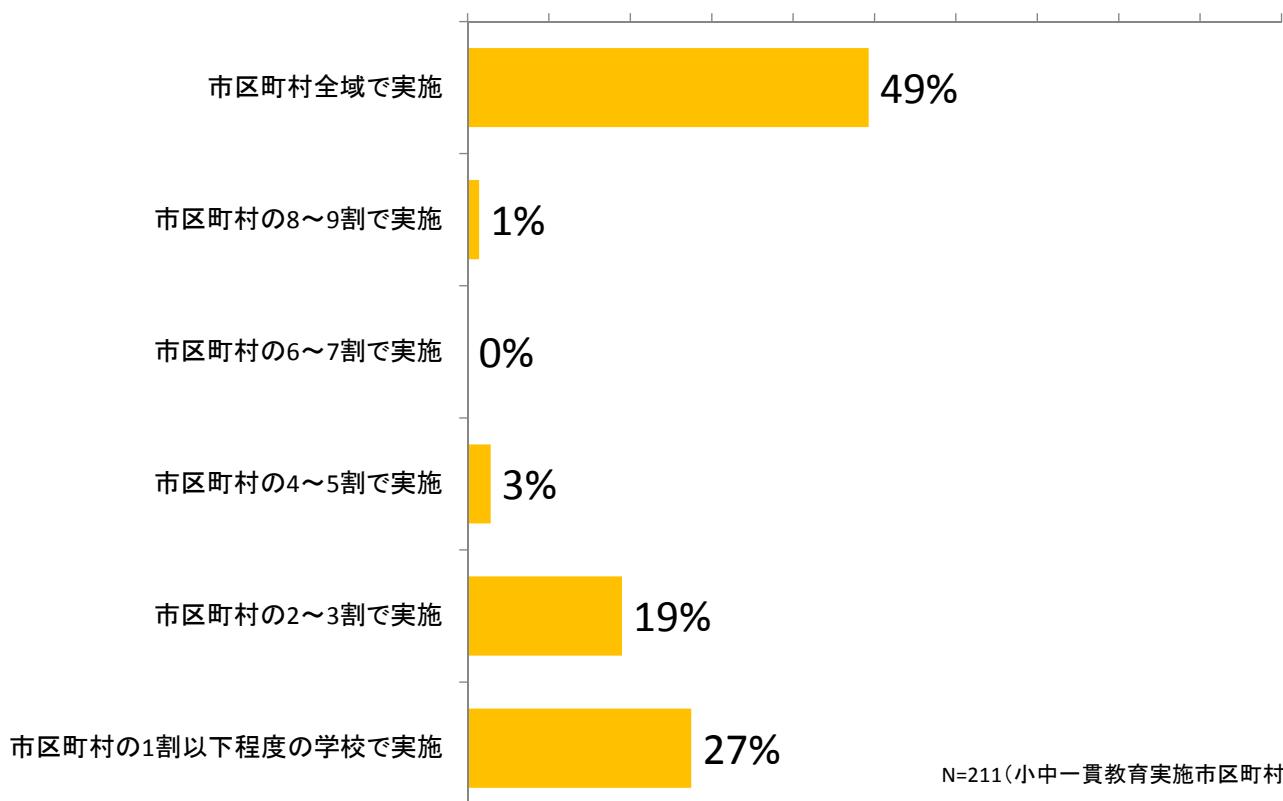
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

地域や保護者との協働関係を強めることを目的に取り組んでいる事項



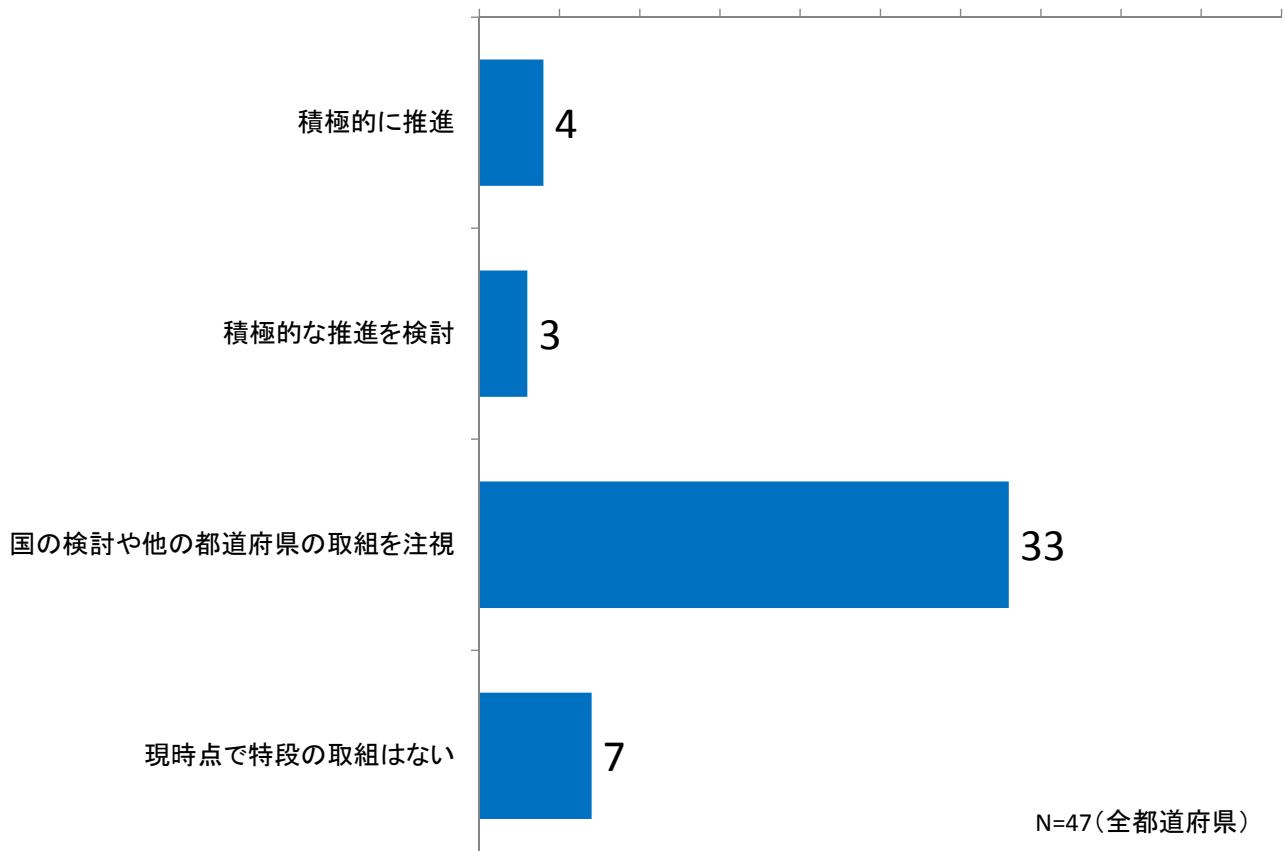
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

市区町村域内での小中一貫教育の実施割合



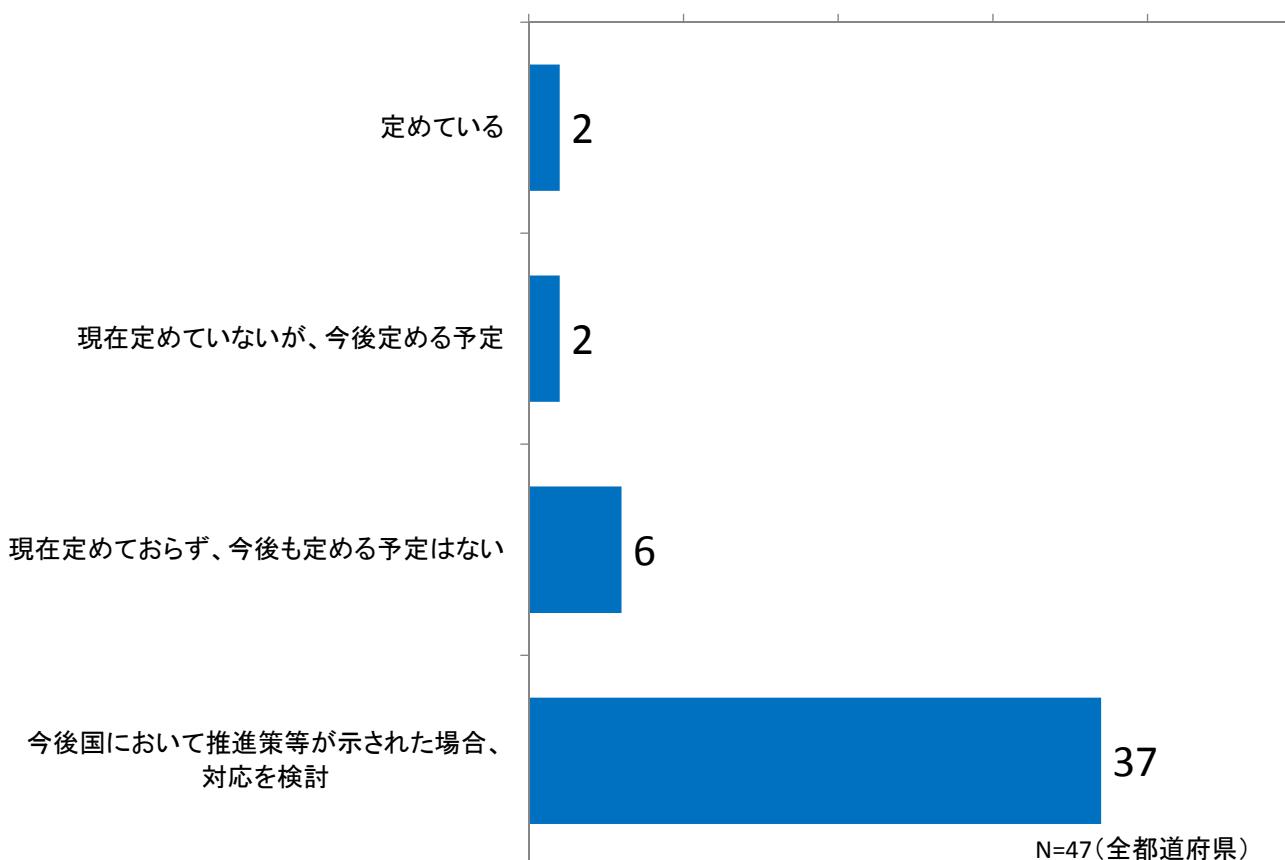
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育の推進状況

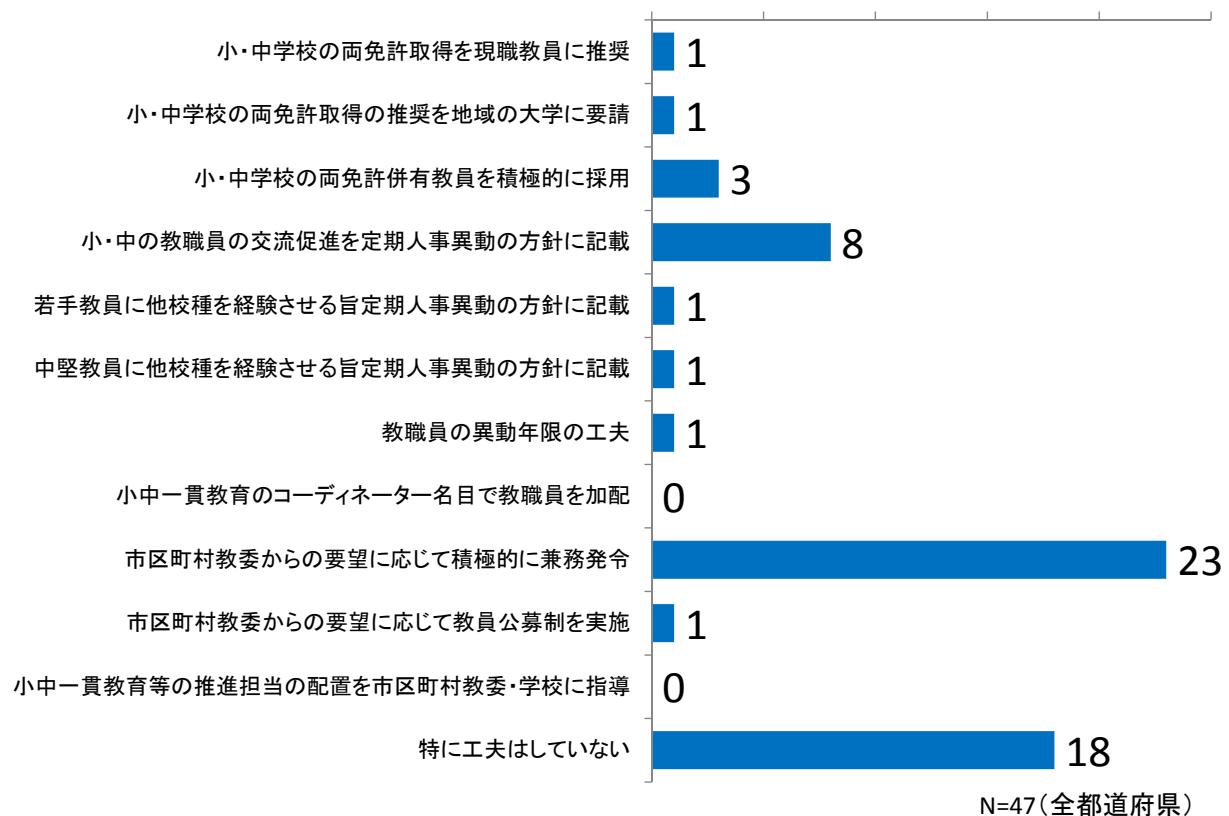


出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育を推進するための方針等の策定状況

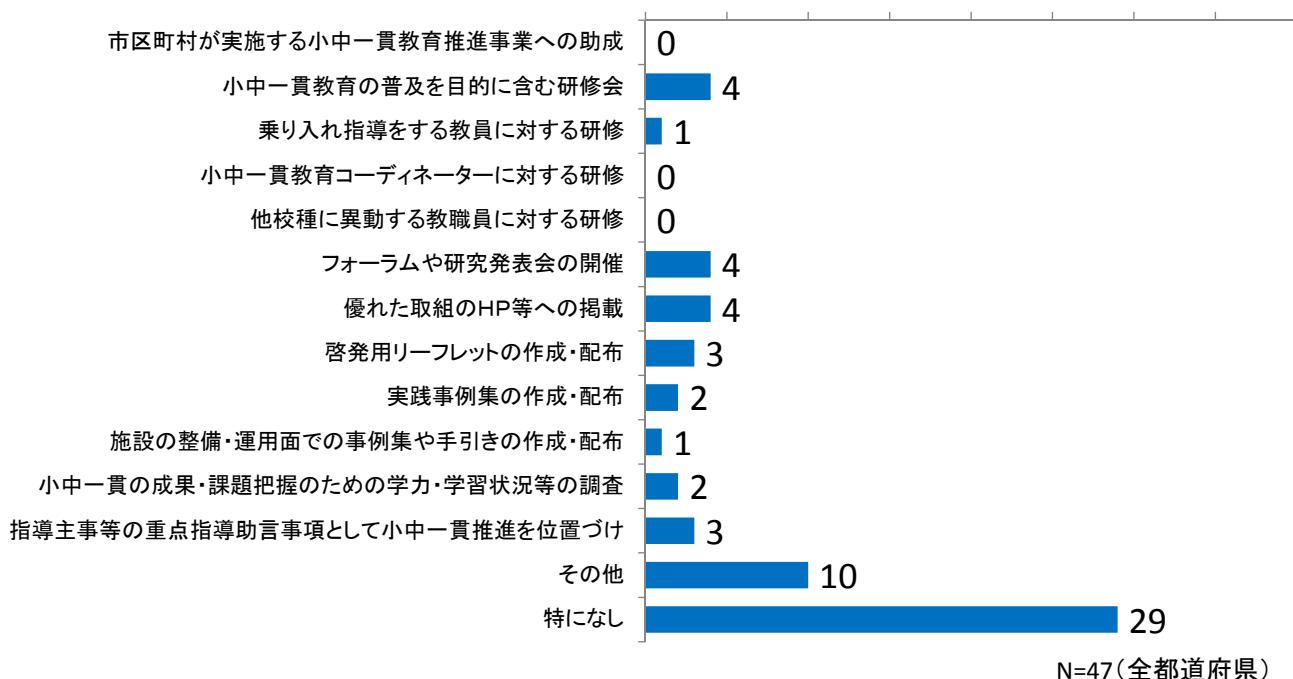


小中一貫教育を推進するための人事上の工夫



出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育を推進するための取組

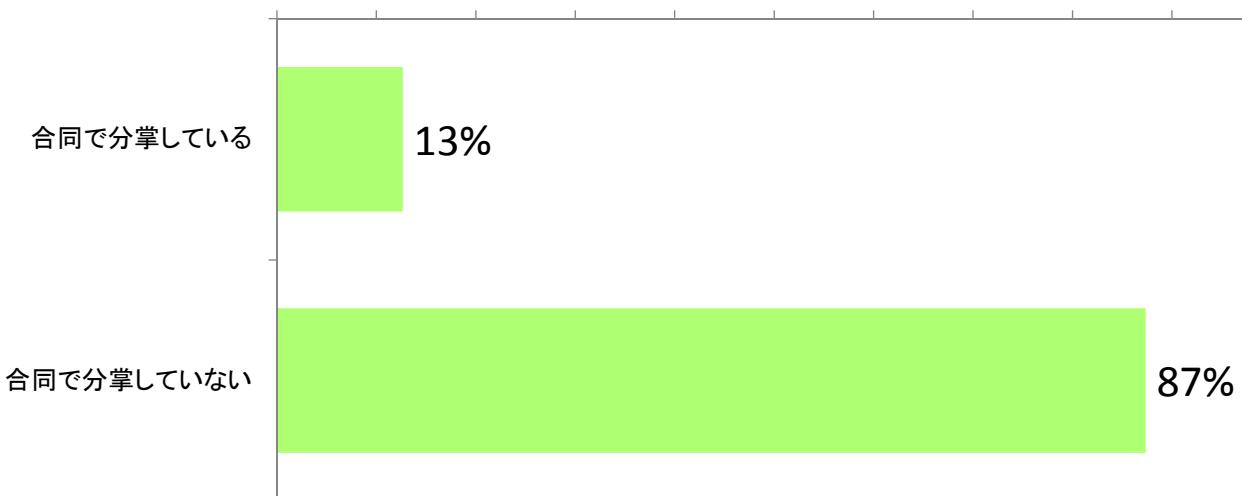


【その他自由記述で挙げられた主な取組】

- 小・中学校が連携した取組を進める上で求められる事項を整理した「小中連携チェックリスト」を作成し、全ての学校に配付
- 隣接型小中一貫教育校に係る教頭複数配置実践モデル校を指定
- 小中一貫教育の導入を検討している市町村、学校を支援するために担当指導主事等を派遣して指導・助言
- 校長研修会等で、小中一貫校の取組について事例発表をしてもらう
- 他県の小中一貫校への教員派遣

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

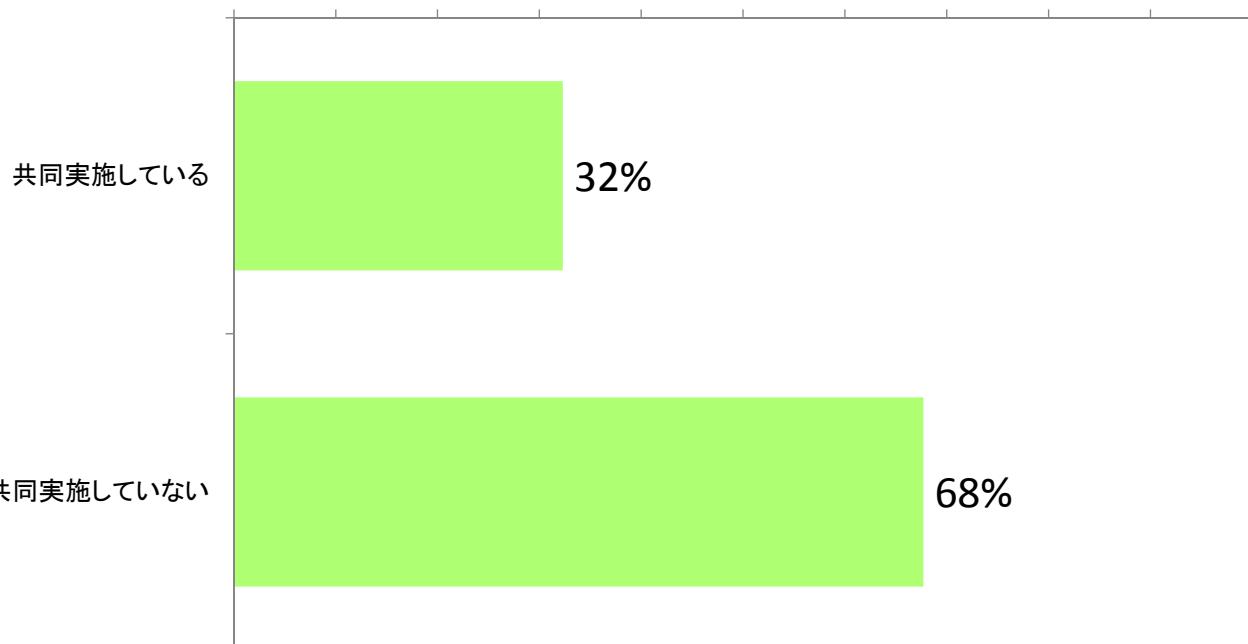
小・中合同の校務分掌の状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

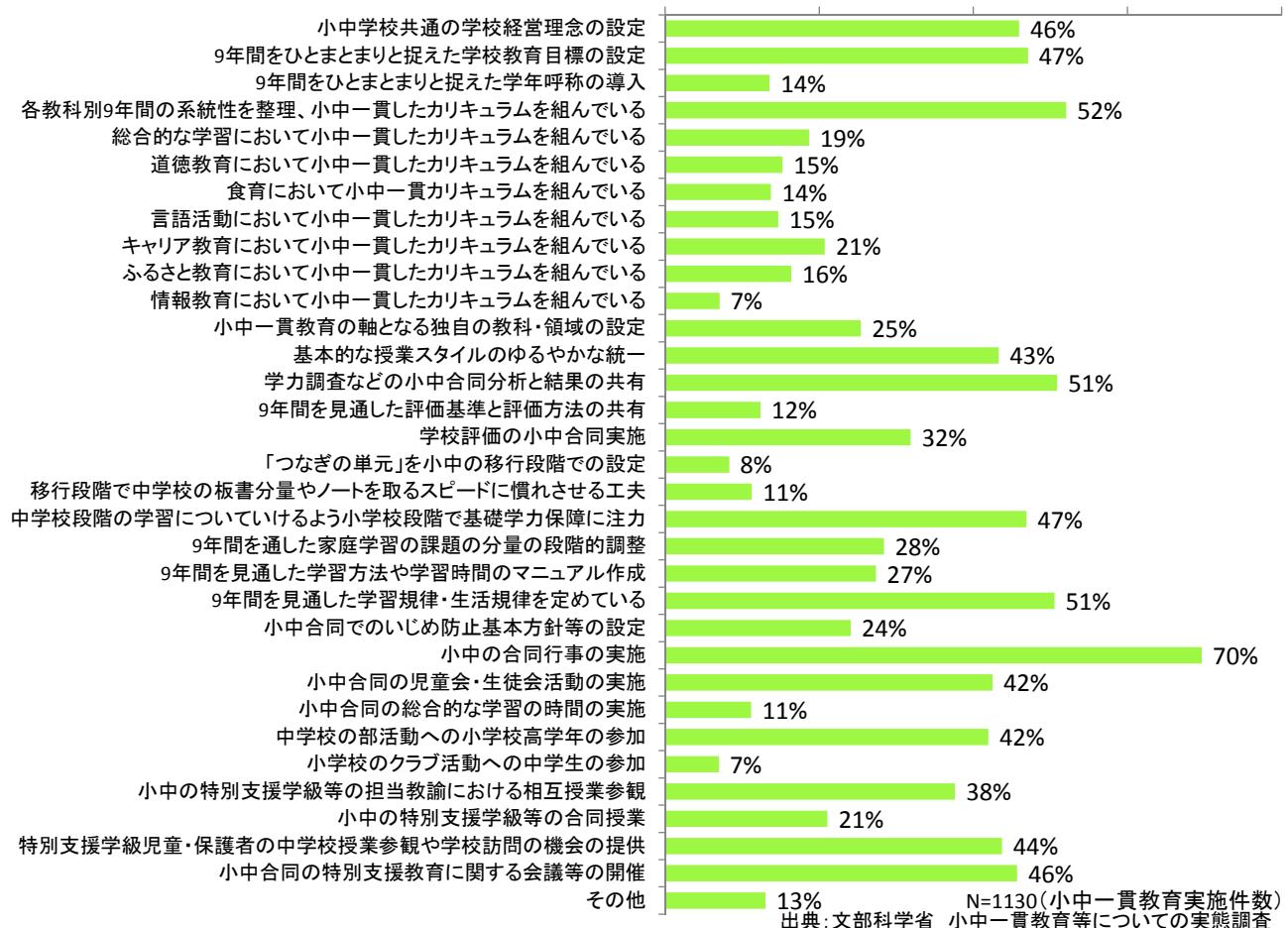
小・中学校での学校事務の共同実施の状況



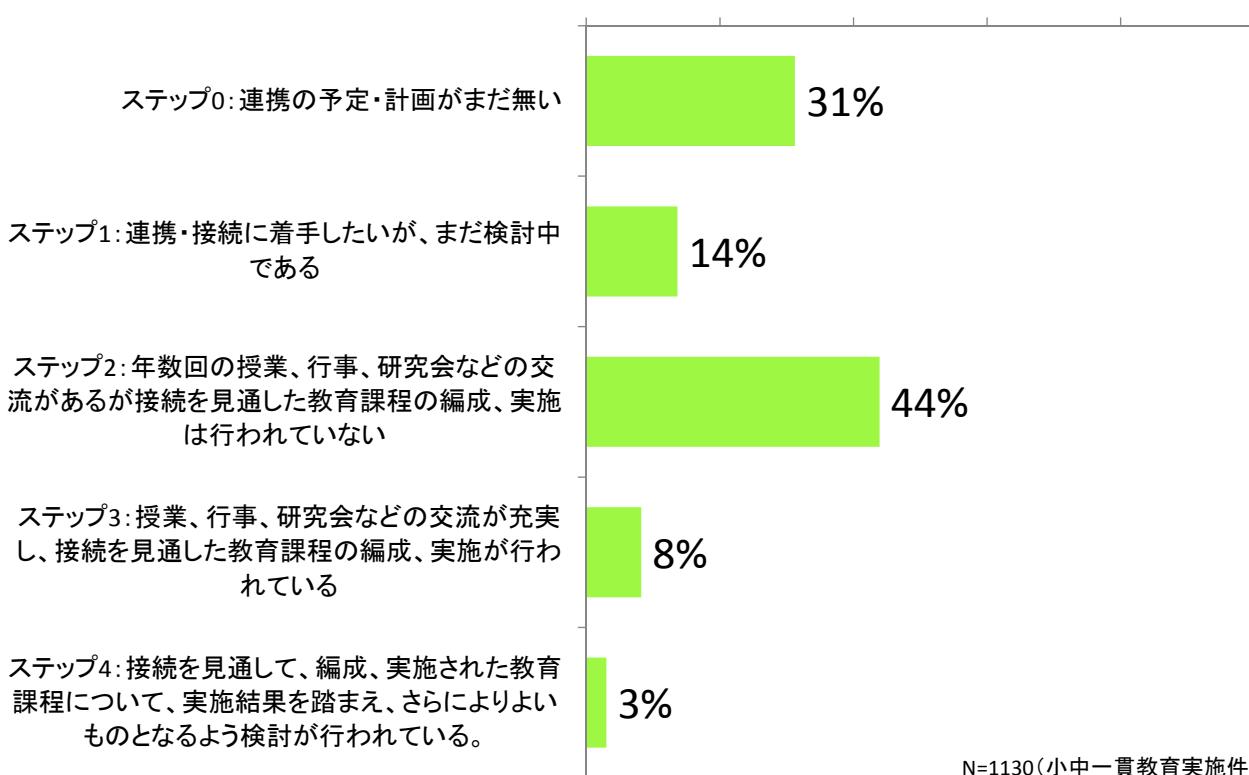
N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組状況



幼稚園、保育所との連携・接続状況



※幼小連携のステップの分類については、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に
關する調査研究協力者会議報告書」(平成22年11月11日)による。

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

「第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化」関連基礎資料

1節 飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設関連

高等学校の卒業に関する制度

- 現行制度上、高等学校を卒業するためには、3年以上の高等学校への在籍と、74単位以上で高等学校の定める単位を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものに対して校長が認定することが必要。
 - 高等学校学習指導要領に定める31単位以上の必履修教科・科目を履修することが必要。
 - また、専門学科では、25単位以上の専門教科・科目の履修を求め、そのうち基礎的科目や課題研究などを原則履修教科としている。さらに職業に関する学科では専門教科・科目の総授業時数の10分の5以上が実験・実習の授業とされているが、課題研究、実習等の授業は第3学年に配当されることが多い。

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする

〇学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)
第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校學習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)

第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数（平成21年告示）				
教科	科目	標準単位数	必履修科目	
国語	国語総合	4	○2単位まで可	
	国語表現	3		
	現代文A	2		
	現代文B	4		
	古典A	2		
	古典B	4		
地理歴史	世界史A	2	○	
	世界史B	4		
	日本史A	2		
	日本史B	4		
	地理A	2		
	地理B	4		
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済	
	倫理	2		
	政治・経済	2		
数学	数学I	3	○2単位まで可	
	数学II	4		
	数学III	5		
	数学A	2		
	数学B	2		
	数学活用	2		
理科	科学と人間生活	2	[「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目]	
	物理基礎	2		
	物理	4		
	化学基礎	2		
	化学	4		
	生物基礎	2		
	生物	4		
	地学基礎	2		
	地学	4		
	理科課題研究	1		

※「○」を付した科目は必履修科目。

大学へのいわゆる「飛び入学」について

制度概要

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高等学校に2年以上在学したこと

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高等学校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

経緯

- ・平成9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への「飛び入学」を制度化
(学校教育法施行規則の改正)
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化
(学校教育法の改正)

※ いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

早期卒業に関するアンケート調査の概要

1 調査目的

高等学校の早期卒業制度の検討にあたって、大学への飛び入学の現状高校生の意識等を調査する。

2 調査対象

(1)飛び入学制度をもつ大学 【6大学】

(2)飛び入学経験者 【34人】

※ 在籍、卒業等大学を通じてウェブアンケートを実施。

大学学部在籍者：8人 卒業・中退者：26人（うち6人が大学在籍中に進路変更）

(3)高校生等(科学オリンピック出場候補者等) 【63人】

※ 数学、化学、物理、情報、地理及び地学オリンピックの出場者や研修参加者にウェブアンケートを実施。回答を得た63人の属性は以下の通り。

性別：男性57人 /女性6人

年齢14～18才

在籍校：公立高校23人、私立高校35人、私立中学校5人

3 調査期間及び調査方法

平成26年9月、アンケート及びヒアリング

調査結果の概要（飛び入学制度を持つ大学）①

(1) 制度開始年、入学者数、受験者数、合格者数等について

(単位:人)

	制度導入年度	入学者累積	受験者累積	合格者累積	合格辞退者累積	学士号取得者	退学者
千葉大学	H10	77	295	79	2	56	7
名城大学	H13	26	34	26	0	21	3
エリザベト音楽大学	H16	1	4	1	0	1	0
会津大学	H18	4	10	4	0	3	0
日本体育大学	H26	1	3	1	0	0	0
成城大学	H17	2	3	2	0	2	0
合 計	—	111	349	113	2	83	10

※ このほか、平成26年度から募集していない昭和女子大学で1名の入学実績がある。

5

調査結果の概要（飛び入学制度を持つ大学）②

(2) 飛び入学者に「高校卒業」を認めることについて

必要、どちらかと言えば必要	5校
特に必要性を感じない	1校

(必要と考える主な理由)

○大学在学中にやむを得ず病気・事件・事故等の災難に遭遇し、大学を卒業できなくなった場合を想定すると、中学校卒業資格しかなくなり進路変更の可能性に対する配慮が必要。

○受験者本人よりも保護者の方が敏感で、飛び入学制度普及に対する大きな障壁の一つとなっている。高校卒業の認定が、早期入学希望者増加のための決定的な要因とはなりえないが、例えば大学へ入学することにより、高校卒業の認定をうけられる等の制度があれば、受験者や保護者の安心につながる。

○現状の日本社会においては、「高等学校中途退学」という学歴は受け入れがたいものである。もしも、飛び入学制度で進学した大学を卒業しない場合には、学歴は「高等学校中途退学」となることから、各分野における優秀な能力を持つ者であっても飛び入学制度での大学進学に踏み切れないと思われる。それによって各分野での優秀な能力を持つ者を飛び入学制度で受け入れることが困難となる。

○万一、志半ばにおいて続けられなくなった場合、高校中退・中学卒になってしまふという不安を乗り越えたものしか飛び入学を選択できない。

○高等学校卒業程度認定試験に合格できたとしても、高校卒業となるものではなく、飛び入学生の自負に値する資格とは言えないもので、高等学校卒業程度認定試験合格者は別に考える必要があると思われる。

調査結果の概要（飛び入学経験者）①

(1)飛び入学を検討し始めた時期

①高校入学以前	5人
②高校1年生時	4人
③高校2年生時	25人

(2)飛び入学を選択した理由(複数回答可)

①早い時期から高度な学修や練習環境に触れられる	26人
②早い時期からある程度自由な学修・練習が可能となる	20人
③大学進学以降の人生設計の選択肢が広がる	3人
④経済的負担が少ない	11人
⑤高校生活への不満	13人
⑥その他	7人

(3)飛び入学を検討する上での不安材料となったもの(複数回答可)

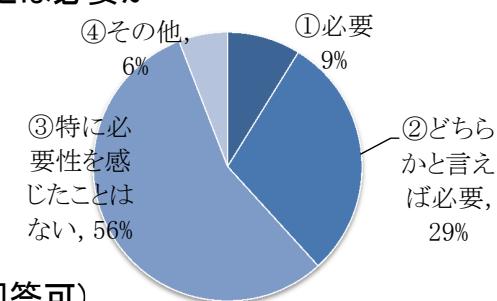
①通常期間の高校生活を経験しないことなど体験が少ない面で不安	7人
②年齢の異なる集団になじめるかなど進学先の大学での不安	7人
③高校卒業とならず進路変更をすると最終学歴は高校中退になってしまうことの不安	9人
④不安はなかった	18人
⑤その他	1人

7

調査結果の概要（飛び入学経験者）②

(4)今後の飛び入学者に「高校卒業」を認めることは必要か

①必要	3人
②どちらかと言えば必要	10人
③特に必要性を感じたことはない	19人
④その他	2人



(5)「高校卒業」の必要性はいつ感じたか(複数回答可)

①大学入学以前(飛び入学を検討、選択する時も含む)	9人
②大学学部に在学中(大学入学後～学士を取得するまで)	3人
③大学卒業後	1人
④その他	2人

(5-2)「高校卒業」の必要性を感じた具体的理由(複数回答可)

①高校中途退学では、進路変更が困難	8人
②資格試験の受験資格がない	2人
③就職活動で不便・不利益があった	1人
④●●高校のOB・OGになれない(例えば同窓会などの組織に入会できない)	7人
⑤周りが高校を卒業をしている中で、自分だけ卒業扱いにならないのはなんとなく不安	5人
⑥その他	1人

8

調査結果の概要（高校生等）

（1）進学を希望する大学に飛び入学制度があれば利用したいか

①利用したい	32人
②利用したくない	31人

（2）飛び入学のメリットは何か（複数回答可）

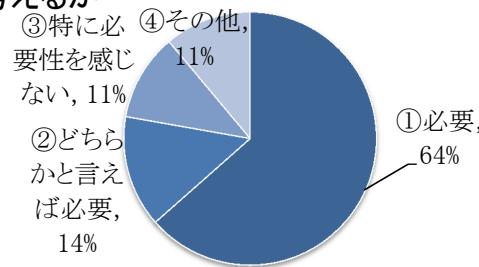
①早い時期から高度な学修や練習環境に触れられる	31人
②早い時期からある程度自由な学修・練習が可能となる	27人
③大学進学以降の人生設計の選択肢が広がる	8人
④経済的負担が少ない	8人
⑤その他	9人

（3）飛び入学を検討する上で不安材料となるものは何か（複数回答可）

①通常期間の高校生活を経験しないことなど体験が少ない面で不安	28人
②年齢の異なる集団になじめるかななど進学先の大学での不安	19人
③高校卒業とならず、進路変更をすると最終学歴は高校中退になってしまうことの不安	32人
④不安は全くない	6人
⑤その他	12人

（4）飛び入学者に「高校卒業」を認めるることは必要と考えるか

①必要	40人
②どちらかと言えば必要	9人
③特に必要性を感じない	7人
④その他	7人



9

高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）①

1 趣旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定」という。）は、学校教育法第90条第1項の規定により、高等学校を卒業していないなどのため、大学等を受験できない者に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験である。合格者には、大学・短大・専門学校の入学資格を付与している。

また、就職・資格試験等においても高等学校卒業者と同等に扱われるよう、経済界等に働きかけ、社会的通用性を高めるよう努めている。

2 受験資格

16歳になる年度から受験できる。ただし、既に大学入学資格を有している場合は受験できない。

従前の大学入学資格検定では認められていなかった、全日制高等学校等の在籍者にも受験資格を付与している。

3 開始年度

平成17年度（大学入学資格検定：昭和26年度）

4 実施回数・時期

毎年2回（8月、11月）

5 実施場所

都道府県毎に1会場（47会場）、全国の少年院、刑務所等の矯正施設（平成25年度は延べ181か所）

6 試験科目・合格要件

教 科	科 目	合格要件
国 語	国 語	
地理 歴史	世界史（A、B） 日本史（A、B）、地理（A、B）	いずれか1科目 いずれか1科目
公 民	現代社会、倫理と政治・経済	いずれか一方
数 学	数学	
理 科	科学と人間生活、物理基礎、 化学基礎、 生物基礎、地学基礎	「科学と人間生活」を含む2科目又は「科学と人間生活」以外の3科目
外 国 語	英語	

合格に必要な科目数は、受験者の選択により8～10科目となる。

※ 合格者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から合格者となる。

※ 合格科目は、校長の判断により卒業単位として単位認定することができる。

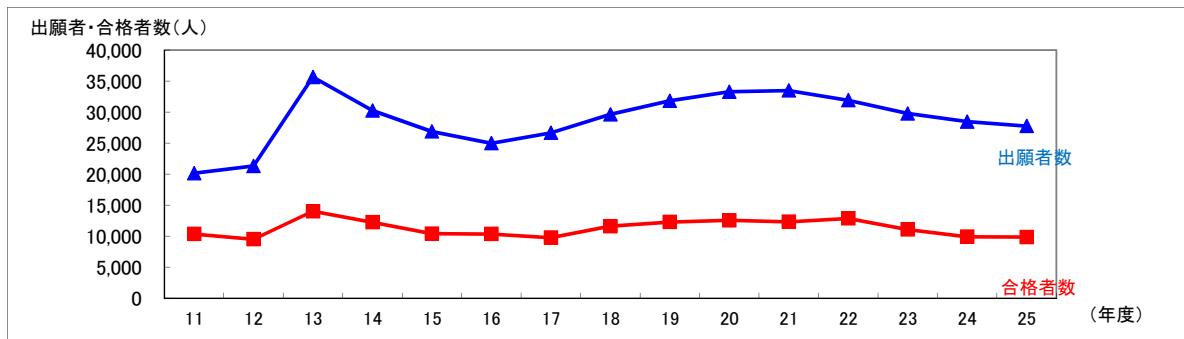
7 受験料

7科目～10科目	8,500円
4科目～6科目	6,500円
1科目～3科目	4,500円

高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）②

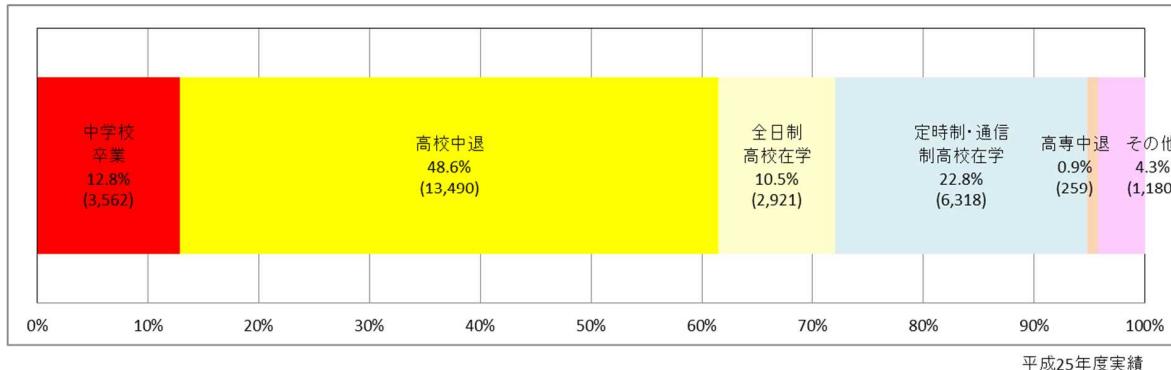
8 高卒認定出願状況等

高卒認定制度が創設された平成17年度より出願者数は増加傾向にあったが、平成22年度からは減少傾向にある。また、最終学歴別出願者数の割合を見ると、高校中退が約5割を占めている。



※ 合格者数は全科目合格者であり、一部科目合格者数を除く。

○ 最終学歴別出願者数



「大学院への飛び入学」と「大学の早期卒業制度」について

	大学院への飛び入学	大学の早期卒業
目的	研究者養成	優れた才能の伸長
特例を認める主体	大学院	大学
在学年数	3年以上	3年以上
必要な単位数	大学院の定める単位(124単位未満でよい)(法102条)	大学の定める単位(124単位以上)(法89条)
成績要件	大学院の定める単位を優秀な成績で修得(法102条)	大学の定める単位を優秀な成績で修得(法89条)
大学の卒業	中途退学	卒業
学士の学位	取得できない ただし、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者は、大学院在学中でも学部と大学院において通算して4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得していれば、学位授与機構に学位授与を申請することができる	取得
実施状況(平成24年度)	178人(49大学)	268人(47大学)

※ 実施状況の数値は、いずれも、出典：「大学における教育内容等の改革状況について」(平成24年文部科学省)

高等学校早期卒業制度検討に関する関係規定

高等学校の卒業に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に關し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）

第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

飛び入学に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十条（略）

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認められるものを、当該大学に入学させることができる。
一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るためにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百五十五条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大學は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校的校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第一百五十六条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大學は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第一百五十七条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

大学における早期卒業制度に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第二十七條の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

飛び入学、早期卒業に関する提言①

■教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月）〈抜粋〉

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化
(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。
(高等教育機関における編入学等の柔軟化)
○ 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受け入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

■初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）〈抜粋〉

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的な施策
3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進
(3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
○ (略)また、高校段階における厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討や、生徒の能力の伸長に応じた多様な学習機会の提供に向けた検討などを進めていくことも必要である。

■第2期教育振興基本計画について（中央教育審議会答申 平成25年4月）〈抜粋〉

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策
～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～
I 四つの基本的方向性に基づく方策
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）
基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様な高度な学習機会等の提供
【基本的考え方】
○ 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだし、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。

○ このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨（せつさたくま）する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

【主な取組】

14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

・ 一人一人の能力を伸ばすための教育の推進を図るため、子ども成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、基本施策10-1に記載した取組を進める。特に高校と大学の接続については、飛び入学に関して、制度の活用を図り、各大学における積極的な取組を引き続き促すとともに、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討などを行ふ。

■グローバル人材育成戦略（グローバル人材育成推進会議 平成24年6月）〈抜粋〉

3. 英語教育の強化、高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について

(2) 高校留学等の促進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進を図るとともに、高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等について、検討を進め方向性を明確にする。(高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年(留学1年を含む)、高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に)

4. 大学入試の改善等の大学教育の諸課題について

(2) 國際的に誇れる大学教育システムの確立、高等教育の国際展開の推進

戦後、一律に導入された6-3-3-4 制の教育体系を、新たな時代の個人の学びをきめ細かく支援・促進できるように、小中一貫教育や中高一貫教育の推進、高校段階以上における早期卒業・飛び入学の制度的整備等を通じて、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的なシステムへと進化・発展させる。

飛び入学、早期卒業に関する提言②

- 教育再生会議 第三次報告（平成19年12月）〈抜粋〉
7つの柱1. 学力の向上に徹底的に取り組む～未来を切り拓く学力の育成～
(2)「6-3-3-4制」を弾力化する
○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する
各論(2)「6-3-3-4制」を弾力化する
○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する
・一定期間学習すれば進級、卒業できるという年齢主義(履修主義)に重きを置きすぎている現状を見直し、特定の教科について上の学年で学べるよう、取扱いを弾力化する。また、特に優れた資質を有する子供が、学年を超えて学ぶこと(いわゆる飛び級)ができるような制度の弾力化について、対象の子供の範囲、年齢段階などを含め検討する。
・学習内容を確実に修得して卒業できるよう、習熟度別指導や補習などの補充的指導を積極的に行う。なお、学力定着のための留年については、義務教育段階では、本人の希望や保護者の同意がある場合などに活用する。
・個々の子供の認知と学習スタイルの多様性に応じた指導を推進する。

- 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会 報告書 ～一人一人の個性を伸ばす教育を目指して～（平成19年3月）〈抜粋〉
2. 大学への早期入学(飛び入学)制度の適切な運用及びその活用の在り方について
(4)その他
④高等学校卒業の取扱及び大学入学資格との関係
○ 現行制度においては、大学へ飛び入学した学生は、高等学校を中途退学して大学に入学することとなっており、高等学校卒業という取扱にはならない。
○ この取扱に対し、大学への飛び入学者にも一定の要件(飛び入学した大学を卒業する、一定の履修単位を大学において修得する等)の下、高等学校卒業の取扱を認めることができれば、飛び入学制度の活用が促進されるのではないかとの指摘もある。
○ また、飛び入学した学生については、飛び入学を実施した大学において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合も考えられる。その場合、学校教育法施行規則上、一定の要件の下、当該学生に対しては大学入学資格が認められているが、高等学校卒業者と同様の大学入学資格を認めるべきではないかという指摘もある。

- 以上のような指摘については高等学校教育の在り方や大学入学資格の在り方などの関連で検討すべき課題もあるが、早期に大学に入学した学生が不利益を被ることがないよう、飛び入学制度の実施状況を踏まえ、より円滑な接続環境の整備に向けて引き続き検討が行われるべきである。

■21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会答申 平成9年6月）〈抜粋〉

第4章 教育上の例外措置

(3)大学入学年齢の特例

③対象者(略)

また、大学への早期入学が認められた場合、高等学校2年修了時から大学に進学することになるので、高等学校を中途退学したこととなる。しかしながら、その子どもの進路が、様々な事情により、大学入学後に変更され、大学を中途で辞めることもあり得る。その場合は、本人の最終学歴が中学校卒業となり、高等学校卒業が受験資格となっている資格試験などについて不利益を被るおそれがある。このような場合に不利益を被ることがないように、高等学校卒業と同じ効果を与えるようにするなどの配慮を行なうことが必要であろう。

「第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化」関連基礎資料

2節 国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し関連

大学・大学院入学資格について

- 現行制度において、外国の学校を卒業した者の我が国の大学・大学院の入学資格には、一定の課程の修了要件又は個別入学資格審査と年齢要件を課している。

	大学(学部)	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	外国において学校教育における12年の課程を修了していること	外国において学校教育における16年の課程を修了していること (医・歯・一部の薬・獣医については18年)	課程修了要件なし ※修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 + 年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し、18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したもの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	拡大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したもの

諸外国における教育課程の年数について

※この表では、高等学校(大学)卒業までの教育課程が12年(16年)に達する場合を○としている。

※なお、我が国でも医学部など6年制課程があるように、諸外国でも制度は一律ではなく、下表は最も短いパターンに基づいて整理したものである。また、各国がそれぞれ隨時教育制度の見直しを行っており、必ずしも最新の情報でない場合があり得る。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
12年課程	○	×	○	×
16年課程	○	○	×	×
アジア	中国、韓国、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、フィリピン、スリランカ、	マレーシア(*)	モンゴル、シンガポール、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール	ブルネイ(*), カザフスタン、ミャンマー、キルギス、ウズベキスタン、トルクメニスタン
中近東	サウジアラビア、トルコ、ヨルダン、オマーン、カタール、イラク、イラン、イエメン		アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル	
欧州	イギリス、ドイツ、イタリア、スイス、スペイン、デンマーク、ポルトガル、ブルガリア、リトアニア、チェコ、スロバキア、ノルウェー		フランス、オランダ、スウェーデン、フィンランド、ラトビア、ハンガリー、オーストリア	ロシア、ウクライナ、アゼルバイジャン
北米・中南米	アメリカ、メキシコ、チリ、キューバ、ブラジル、アルゼンチン	ペルー	カナダ	グアテマラ
その他(アフリカ、オセアニア等)	エジプト、ケニア、ナイジェリア、コートジボワール、マダガスカル、ニュージーランド		南アフリカ、コンゴ、エチオピア、チュニジア、オーストラリア	

(*)大学に進学するためには、準備教育課程など1~2年間の教育課程の修了が必要。

出身地域別の外国人留学生数（平成25年度）

- 出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が91.9%、欧州・北米地域からの留学生からの留学生が合わせて5.3%となっている。

地域名	留学生数	構成比	左にうち短期留学整数	
			留学生数	構成比
アジア	124,542人	91.9%	7,095人	60.6%
欧州	4,753人	3.5%	2,482人	21.2%
北米	2,391人	1.8%	1,634人	21.2%
中近東	2,391人	0.9%	55人	0.5%
アフリカ	1,155人	0.9%	83人	0.7%
中南米	946人	0.7%	135人	1.2%
オセアニア	499人	0.4%	233人	2.0%
計	135,519人	100.0%	11,717人	100.0%

(出典)「平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果」(独立行政法人日本学生支援機構)

出身国（地域）別の外国人留学生数（平成25年度）

○ 中国・韓国からの留学生を合わせると、全留学生に占める割合は71.7%となっている。

国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	81,884人	60.4%	フィリピン	507人	0.4%
韓国	15,304人	11.3%	サウジアラビア	472人	0.3%
ベトナム	6,290人	4.6%	英国	452人	0.3%
台湾	4,719人	3.5%	ロシア	339人	0.3%
ネパール	3,188人	2.4%	カンボジア	338人	0.2%
インドネシア	2,410人	1.8%	オーストラリア	312人	0.2%
タイ	2,383人	1.8%	カナダ	3.8人	0.2%
マレーシア	2,293人	1.7%	ブラジル	275人	0.2%
アメリカ合衆国	2,083人	1.5%	スウェーデン	254人	0.2%
ミャンマー連邦共和国	1,193人	0.9%	エジプト	229人	0.2%
モンゴル	1,138人	0.8%	ウズベキスタン	227人	0.2%
バングラデシュ	875人	0.6%	ラオス	218人	0.2%
スリランカ	794人	0.6%	イタリア	217人	0.2%
フランス	793人	0.6%	シンガポール	209人	0.2%
ドイツ	599人	0.4%	その他	4,656人	3.4%
インド	560人	0.45	計	135,519人	100.0%

(出典)「平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果」(独立行政法人日本学生支援機構)

外国の学校からの大学・大学院入学資格に係る関係規定

大学入学資格に関する規定

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）
 - 百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 三 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 四 文部科学大臣の指定した者
 - 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
 - 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

大学院入学資格に関する規定

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
 - 百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。
 - 一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
 - 二 外国において、学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者
 - 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳)に達したもの

「第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化」関連基礎資料

3節 高等教育機関における編入学の柔軟化関連

大学への編入学について

- 従来から大学への編入学が認められた高等専門学校、短期大学に加えて、平成10年の学校教育法改正により、修業年限2年以上で、全課程が1700時間以上等の要件を満たす専修学校専門課程については、大学への編入学が可能となっている。

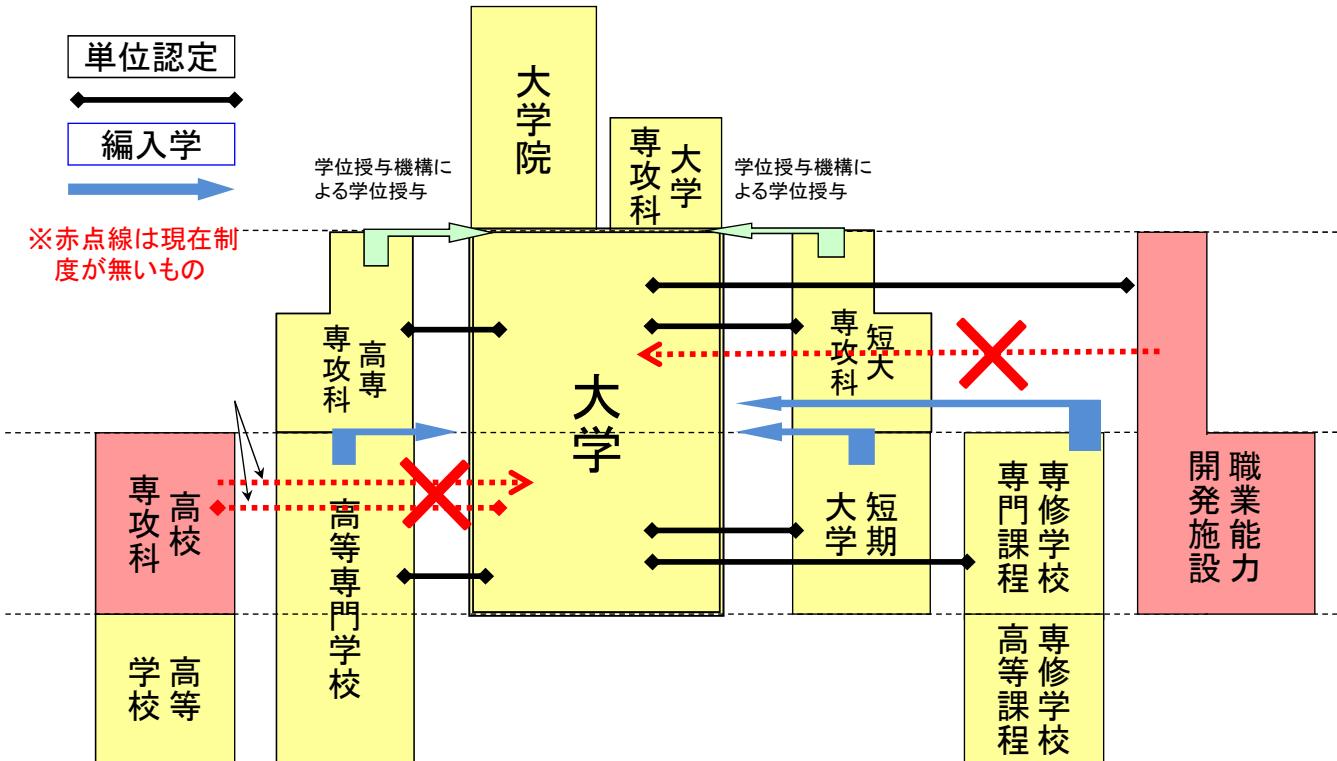
大学への編入学制度に関する過去の経緯

年代	制度改正
昭和36年	高等専門学校制度創設に伴い大学への編入学の制度化(学教法改正)
昭和39年	短期大学の恒久制度化に伴い大学への編入学の制度化(学教法改正)
昭和50年	専修学校制度の創設(学教法改正)
昭和51年	専修学校設置基準制定
平成3年	修業年限2年以上の専修学校専門課程と大学との単位互換の開始
平成10年	修業年限2年以上の専修学校専門課程から大学への編入学の制度化(学教法改正)

専修学校、各種学校の要件

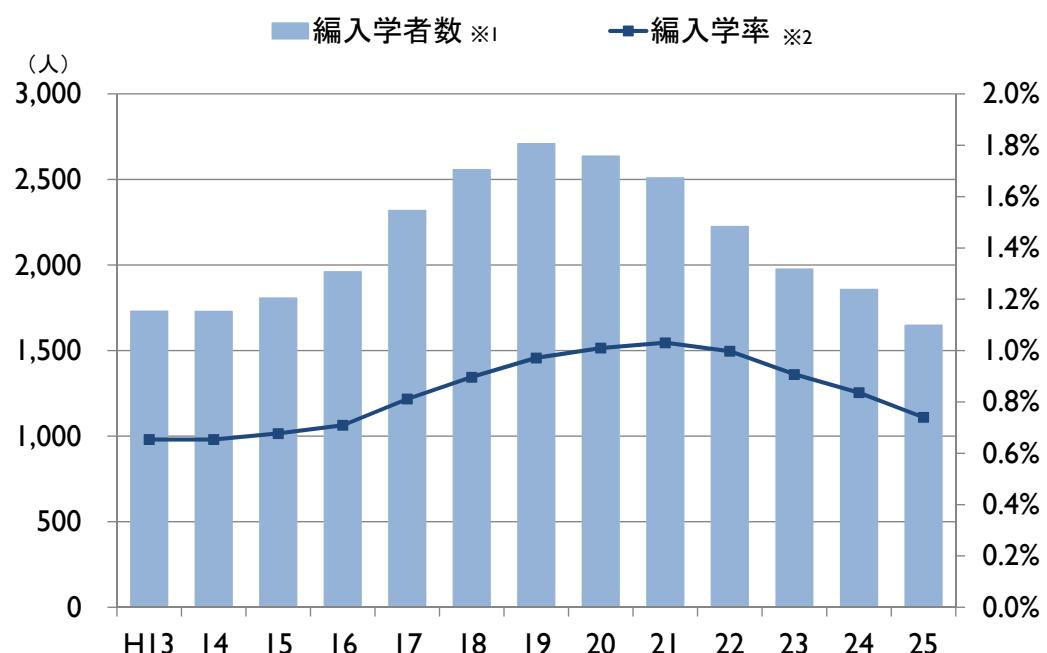
専修学校 (専門課程、 編入学可)	修業年限2年以上 入学資格は高等学校卒業者 授業時数800時間以上/年 全課程で1700時間以上 生徒数40人以上
専修学校 (専門課程)	修業年限1年以上 入学資格は高等学校等卒業者 授業時数800時間以上/年 生徒数40人以上
各種学校	修業年限定めなし 入学資格定めなし 授業時数450時間以上/年 生徒数の定めなし

大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状



4年制大学への編入学の状況①

専門学校から大学への編入学の推移



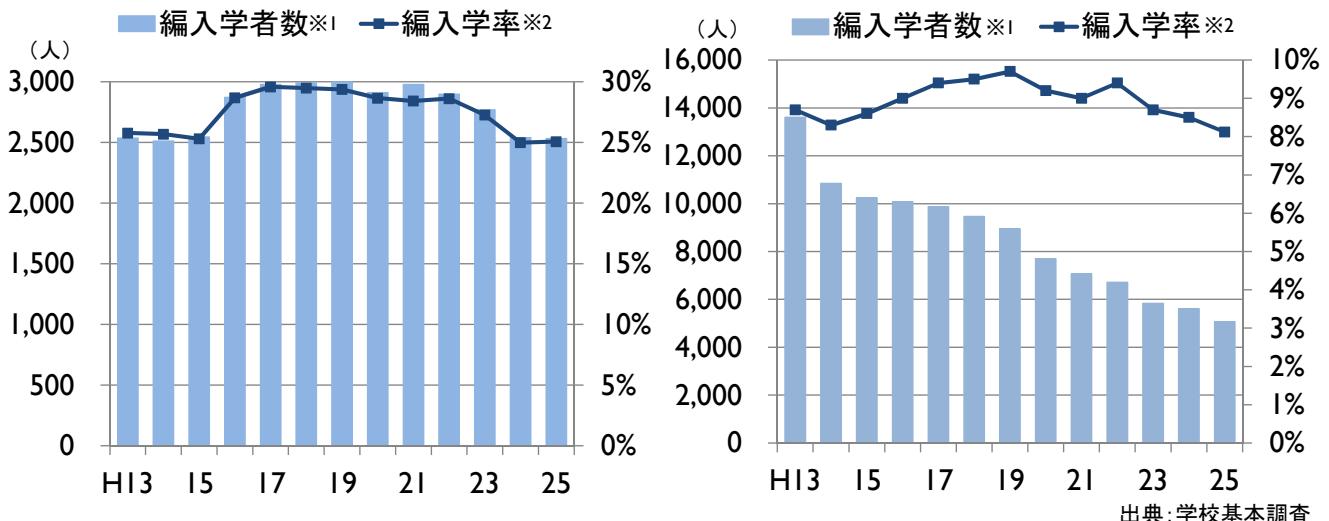
※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 専門学校卒業者数に占める編入学者数の割合。

4年制大学への編入学の状況②

高等専門学校から大学への編入学の推移

短期大学から大学への編入学の推移



出典：学校基本調査

※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 それぞれ、短期大学又は高等専門学校卒業者数に占める編入学者数の割合。

4年制大学への編入学の状況③

- 全国学校法人立専門学校協会が実施した『専門学校修了者「大学編入学」調査（平成26年度）』によると、平成25年度専門学校修了者を対象とした編入学選考を実施した大学は、下表のとおりであった。

調査対象大学数	703大学
回答大学数	558大学
実施大学数	440大学 (78.9%)

- 編入学選考を実施する大学から20大学を抽出し、アンケート調査を行った文部科学省による調査^(※1)では、3年次編入者における単認定、卒業の状況は以下のとおりであった。

	短期大学から編入	高等専門学校から編入	専門学校から編入
単位認定の平均 ^(※2)	61.8単位	75.6単位	61.9単位
卒業率 ^(※3)	72.0%	89.3%	69.4%

- また、編入学にあたっての課題として、

- ・必要最低限のガイダンス実施等のサポートを編入学前後のタイミングで実施しているに留まり、それ以外に特別な支援はできていない。
- ・編入生の学生生活や学習サポートを(すでに友人関係等が出来上がったところに途中から入るので、周りとどのように馴染む、溶け込んでいくか)どのように行うか。

等の回答が得られたが、特に専門学校からの編入学に関する課題についての指摘はなかった。

(※1) 『大学への編入学に関する調査』

◆調査対象：編入学選考を実施する大学から、国公私立20大学を抽出（国立 4大学、公立 2大学、私立 14大学）

◆調査内容：平成21年度以降、短期大学、高等専門学校、専門学校からの編入学生の受入れの実績のある学部を対象に、各年度の受入れ者数、入学時の認定単位数、卒業の状況を調査

◆調査期間：平成26年11月6日～平成26年11月11日

◆調査方法：アンケート方式（電子メール）

◆回収率：95%（国立 4大学、公立 2大学、私立 13大学 計19大学）

(※2) 単位認定の平均 3年次編入時に認定した、単位数の平均値。実際に単位を認定した学生のみを算出対象としている。

(※3) 卒業率 3年次編入後、2年の在学期間で卒業した学生の割合。

高等学校専攻科の概要①

- (1)目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)
- (2)修業年限 1年以上
- (3)入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4)設置基準 専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。

(5)設置数

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する高校数(A)	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	5,948
専攻科を設置する高校数(B)	3	7	19	1	26	3	76	0	3	138
専攻科の在籍生徒数	125	230	468	19	545	138	6,726	0	82	8,333
設置割合(B/A) (%)	0.1%	2.3%	3.5%	0.1%	61.9%	1.1%	80.0%	0.0%	2.9%	2.3%

※ 通信制課程は除く。

<専攻科の設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。

〔主な取得資格の例〕

農業科…家畜人工授精師、造園技能士
工業科…第一種電気工事士、二級建築士、
二級自動車整備士
商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験

水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士
家庭科…調理師
看護科…看護師国家試験受験資格
福祉科…介護福祉士国家試験受験資格

(平成24年度 文部科学省調べ)

<専攻科における教育の例>

○ 看護に関する専攻科

高等学校(本科)では准看護師の受験資格を得ることができ、専攻科では看護師の受験資格を得ることができる。

専攻科のみの課程と平成14年に創設された5年一貫の看護師課程がある。

- ① 高等学校を卒業した准看護師が看護師資格を目指す
看護師2年課程(専攻科2年間)
- ② 5年一貫看護師課程(本科3年間+専攻科2年間)

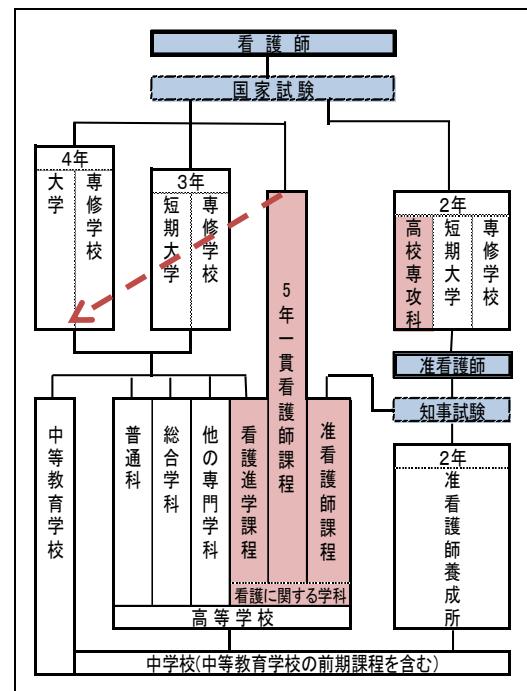
○ 水産に関する専攻科

高等学校(本科)では5級、4級海技士の資格の取得を目指し、専攻科では3級海技士の資格の取得を目指す。

3級海技士免許取得には、高等学校では専攻科の課程を含め5年以上とされている。(本科3年間+専攻科2年間)

※海技士:船舶職員(航海士、機関士等)となるために必要な資格。
主として、5級、4級海技士の資格は国内航海、
3級の資格は国際航海

(参考) 看護師養成教育の概要



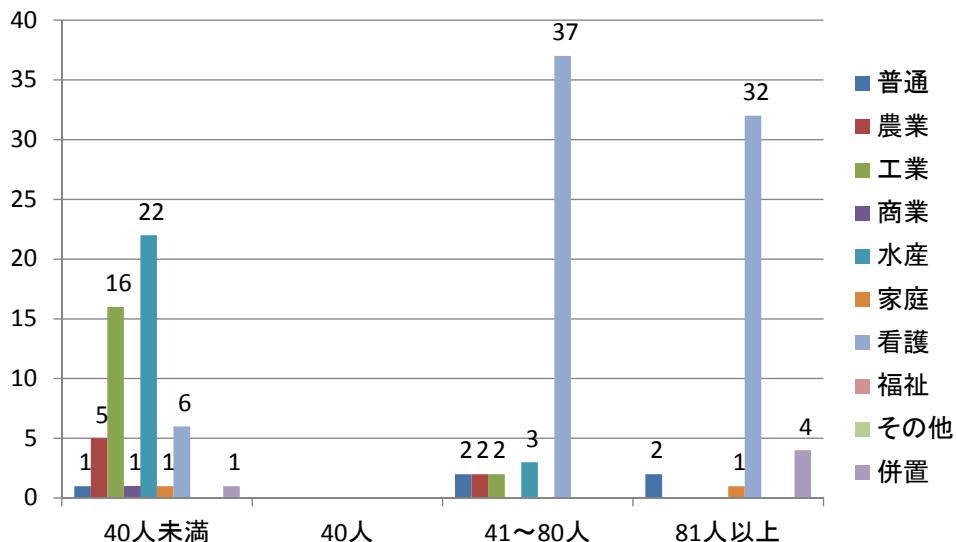
※現行制度では、高等学校3年+専攻科2年の養成課程修了者は、4年制大学の1年生に入学することになる。

高等学校専攻科の概要②

設置者別学校数

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
国立・公立	2	6	9	1	25	1	26	0	0	1	71
私立・株立	3	1	9	0	0	1	49	0	0	4	67
計	5	7	18	1	25	2	75	0	0	5	138

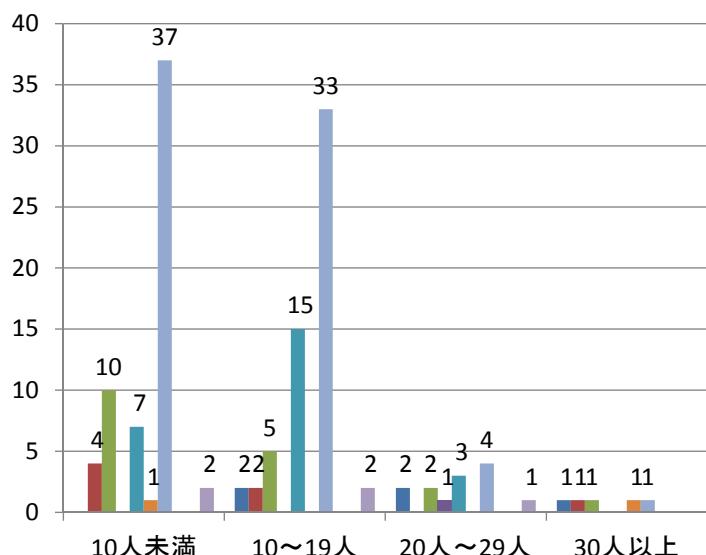
在籍生徒数別学校数



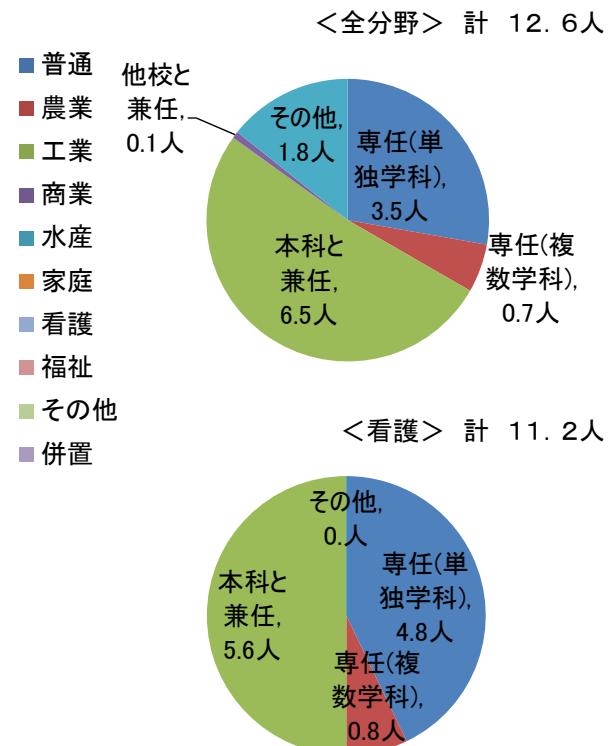
(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要③

教員規模別学校数



1校あたりの教員規模(平均値)



高等学校専攻科の概要④

校舎の共用・専用の別

(単位:校)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
完全共用	2	2	4		20	1	27			2	58
完全独立		2	1	1			7			2	13
一部共用	3	3	13		6		41			1	67
計	5	7	18	1	26	1	75			5	138

教室・設備の状況

区分	専有	兼用	未設置	校外施設	その他
教室	110	28			
図書室	32	106			
保健室	12	126			
職員室	60	78			
運動場	2	129	3	4	
体育館	1	130	5	2	
実習室等	53	81	3	1	

(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要⑤

修業年限の状況

(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
1年	2	1			1				2	6
2年	4	8	23	2	50	3	78	5	4	177
その他	2									2
計	8	9	23	2	51	3	78	5	6	185

※その他の2校は1年又は2年の課程。

総授業時間数の状況

(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
1200単位時間未満	4	2	1			1		1		9
1200～1699単位時間	1	1	2		1			1	6	12
1700～2199単位時間	1	3	13	2	13		48	2		82
2200単位時間以上		3	8		9	1	30	1		52
計	6	9	24	2	23	2	78	5	6	149

※修業年限が1年又は2年となっている学科(2学科)、及び航海実習を行う学科で当該実習を時間換算していない学科(28学科)を除く。

年間授業時間数の状況

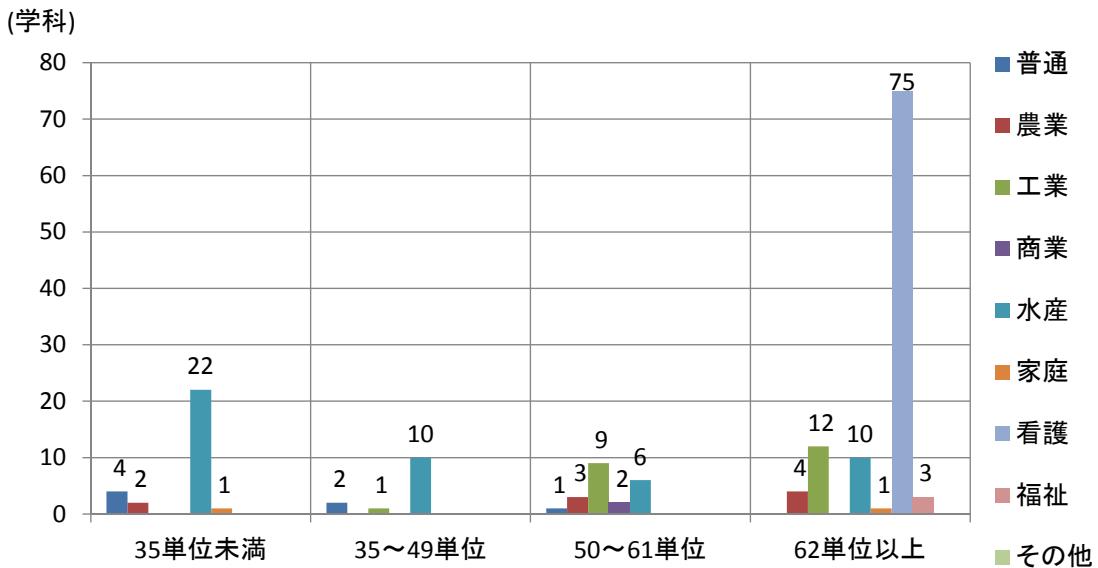
(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
600単位時間未満	4	1	1		11	1		1		19
600～799単位時間	2	1	2		4			1	4	14
800～1049単位時間		2	4		11	1	19	2		39
1050単位時間以上	2	5	16	2	25	1	59	1	2	113
計	8	9	23	2	51	3	78	5	6	185

(平成24年度
文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要⑥

修了のために必要な単位数



※単位取得を修了要件としている学科の状況

※水産学科のうち、乗船実習・工場実習を単位換算していない学科(33学科)については、乗船実習(6～9ヶ月)等を除く修得単位数。

(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科から上級学校への編入学のニーズ

- アンケート調査では、半数以上の専攻科で、専攻科から上級学校への編入学ニーズが「大いにある」または「ややある」と回答している。

	大いにある	ややある	あまりない	全くなき
回答数	35	66	41	43
構成割合	18.9%	35.7%	22.2%	23.2%

「大いにある」とした回答

- 大学でさらに専門性を深めたいと希望する専攻科の学生に対して、編入学の道が開かれるよう要望する。【公立・工業科】
- 例年、大学への特待生入学があり、本校修了生に対する大学からの期待も高い。本校の学習内容を考えると、大学で学習する程度の専門教育は十分行われており、少なくとも3年次以降への編入が適当である。大学側からの期待も高く、専攻科修了生への制度面の取扱いが不備と言える。早期に改善する必要がある。【公立・商業科】
- 現在は、大学3年次への編入が認められず、進学希望者は、専攻科修了後の進学は、大学入試試験を受験しなければならず、看護師国家試験時と重なり合って実質は不可能である。従って、上級学校への編入学を強く希望します。【公立・看護科】
- 高校教育「看護」の教員免許状を取得したい、養護教諭・保健師を目指したい、先々、専門看護師への道を開きたい、等既に卒業した者からも問い合わせが多い。【公立・看護科】
- 現行法の下では、専攻科から大学への編入学については認められていないが、大学への編入学が可能となれば、専攻科で学んだことを生かして、大学で社会福祉士や福祉の教員の資格取得を目指す専攻科の学生が数多く出てくることが予想される。是非、編入学についての法的な整備を進めていただきたい。【公立・福祉科】
- 看護大学又は一般大学に編入希望の生徒が毎年6,7割を占める。【私立・看護科】
- およそ卒後10年後位の卒業生から、通信制や定時制の大学への編入要件を看護専攻科卒が満たしているかどうかの問い合わせが近年多くなっている。【私立・看護科】

(平成24年 文部科学省調べ)

高等学校専攻科から大学への編入学の検討関係規定

高等学校専攻科に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

- 第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専修学校専門課程に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ②（略）
 - ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
 - ④（略）
- 第百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

短期大学、高等専門学校から大学への編入学に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができます。

- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。
- ③ 前項の大学は、短期大学と称する。
- ④～⑥（略）
- ⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。
- ⑧（略）

第百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

高等学校専攻科からの編入学にかかる過去の提言①

■中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）〈抜粋〉

- 第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方
3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応へ多様化への対応
(1) 各学科・課程等における課題と対応
② 専門学科・総合学科における課題と対応
○ 特に、高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校修了者に更に深く教育機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、大学において、高等学校の専攻科の学習を単位認定する仕組みではなく、また、専攻科修了者は、大学に編入学することができない。しかしながら、例えば看護などの分野で、高等学校専攻科を修了した後に、看護系大学等へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す者もいる中で、大学での単位認定や編入学へのニーズが存在しており、その対応が求められている。

- 第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策
2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進
(2) 実践的な職業教育の充実
○ 加えて、現行制度においては認められていない、高等学校等の専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設や、大学への編入学の制度化についても検討を進め、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で、所要の制度改正等を行うことが必要である。

■教育再生実行会議第5次提言（平成26年7月）〈抜粋〉

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。
- (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等を柔軟化する。
(高等教育機関における編入学等の柔軟化)
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■教育再生実行会議第4次提言（平成25年10月）〈抜粋〉

3. 大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める
(3) 高等学校教育と大学教育の連携強化
○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、短期大学、専門学校から4年制大学への編入学や専門高校等から大学への進学の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年1月）〈答申〉〈抜粋〉

- 第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策
5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性
○ 職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育等、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間において、教育プログラムや施設の相互利用等連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。
- さらに、分野によっては、3年間の本科における教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産等の分野においては、職業に必要な資格取得等と関連して、高等学校の専攻科を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するのか検討が必要である。

高等学校専攻科からの編入学にかかる過去の提言②

(1)高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

○ 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも職業に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部を卒業した後も職業教育を継続して受けれる機会を提供する場が設けられていることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科等多様な場が用意されていることが大切である。

○ このうち、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている。今後は、このような役割に加え、地域と連携して、高等学校の普通科の卒業者等に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深めた職業教育を行ったりすることなどにより、地域の人材需要に対応した専門的職業人の育成等を担う教育機関として、その役割・位置付けを明確化するとともに、拡充を図ることが必要である。

○ その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格等は規定されているが、教育課程や授業時数等の基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。

○ こうした状況の中で、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。

○ 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科は、前述のとおりその水準が多様であるほか、修了者の進路や編入学に関するニーズも様々である。例えば、看護の分野においては、高等学校の専攻科を修了して看護師の資格を取得した後に看護系大学へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す等、より体系的に高度な教育を受けることを希望する生徒もおり、専攻科において既に修得した内容を大学で単位認定することや専攻科から高等教育機関へ編入学すること、また、保健師や助産師の資格取得を目指し、高等学校の専攻科の修了後に短期大学の専攻科に進学することなどのニーズが存在する。

○ 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育に対する社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学修の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討し、早期に実施することが必要である。

○ また、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、高等教育の国際通用性にも留意しつつ、早期に実施できるよう積極的に検討することが必要である。

○ なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に係る検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

■高等学校の看護教育に関する検討会報告書～高等学校の看護教育の充実に向けて～(平成20年12月)〈抜粋〉

4. 今後の展望・検討課題

(1)高等教育機関における学習機会の提供のあり方

○高等学校に対する大学の門戸開放に向けた取組

(ii)高等学校専攻科の学習内容に対する大学による単位の付与等に係る検討

高等学校専攻科における学修については、現在の制度上、大学による単位の付与が認められていない。高等学校専攻科における学修について、大学による単位の付与を認めることや、これを活用した大学における早期卒業が可能であるかどうかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も踏まえつつ検討することが必要である。

(iii)専攻科卒業生の大学編入学や称号の付与に係る検討

専攻科卒業生が大学に編入学することは、現行制度では認められていない。このため、関係者からの要望も踏まえて、高度な知識・技術の習得を求める、大学等に進学を希望する専攻科卒業生が大学に編入学することが可能であるかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も勘案しつつ、検討することが必要である。